

第135回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成31年4月18日（木）10:00～13:05

2 場 所 三田共用会議所 3階 大会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、西郷 浩、
白波瀬 佐和子、関根 敏隆、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長補佐、厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官、平野大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、上田次長、肥後次長、永島次長、阿南次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官、
澤村統計審査官

4 議 事

- （1）諮問第129号「商業動態統計調査の変更について」
- （2）部会の審議状況について
- （3）部会に属すべき委員及び専門委員の指名について
- （4）毎月勤労統計調査について
- （5）サービス分野の生産物分類（2019年設定）（案）について
- （6）基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠（案）について

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第135回統計委員会を開催いたします。本日は、清原委員、嶋崎委員及び永瀬委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に本日の議事と用意されている資料について、事務局から簡単

に確認をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。本日は諮問が1件、部会報告が3件、統計委員会運営に関する案件が1件です。

まず、諮問第129号「商業動態統計調査の変更について」が資料1-1及び1-2、部会の審議状況のうち、「賃金構造基本統計調査の変更」（報告）が資料2-1、「国民経済計算体系的整備部会の審議状況について」（報告）が資料2-2、「部会に属すべき委員及び専門委員の指名について」が資料3、「サービス分野の生産物分類（2019年設定）（案）」についてが資料4、「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠（案）」についてが資料5、「毎月勤労統計調査について」が資料6-1及び6-2です。

また、統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき委員及び専門委員は委員長が指名するとされており、平成31年3月19日付及び4月1日付で2名の委員等が指名されておりますので、参考1として付けております。

議事と資料の確認は以上です。

○西村委員長 ただいま事務局から説明がございましたとおり、本日は、通例の諮問、部会報告及び統計委員会運営に関する案件のほか、サービス分野の生産物分類（2019年設定）（案）、SUT等の基本構成の大枠（案）及び毎月勤労統計調査の事案に関する説明があります。本日は、このような議事にしたいと思います。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 カメラ撮りは、ここまでといたします。

○西村委員長 それでは、最初の議事に入ります。諮問第129号「商業動態統計調査の変更にて」の諮問です。まず、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、資料1-1により、商業動態統計調査の変更の概要を説明いたします。

1ページの現行計画の概要です。本調査の目的は、全国の商業を営む事業所及び企業における事業活動の動向を明らかにすることです。昭和28年から開始されておりますが、昭和34年から毎月実施されております。

調査は、甲・乙・丙・丁の4つの調査で構成されております。甲調査は、大規模な卸売事業所を対象としたものです。乙調査は、他の3調査の対象にならない小規模な卸売事業所と小売事業所を対象としたものです。丙調査は、百貨店や総合スーパーなどの大規模小売事業所を対象としたもの、丁調査はコンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターを営む企業を対象としております。

報告事項は、月間商品販売額、従業者数等となっております。

調査方法は、甲調査と乙調査は、都道府県を経由した調査員調査で実施しており、調査月の翌月10日までに調査票を提出してもらっています。丙調査と丁調査は、郵送・オンライン調査としており、民間事業者に委託して行っていますが、調査月の翌月15日までに提出してもらっています。

2ページ目を御覧ください。利活用の状況です。様々なものに利用されております。景気動向指数やQE（四半期GDP速報）、CPI（消費者物価指数）、ITA（第3次産業

活動指数)などで基礎データとして利用されております。また、月例経済報告、金融経済月報などでも基礎資料として利用されております。

3 ページ目からは、今回の変更点となります。今回の変更点は、令和2年3月分の調査から適用する予定としております。変更点の1つ目は、調査対象範囲の見直しです。小規模の小売事業者と卸売事業者を対象とした乙調査について、卸売事業者は従業員10人以上、小売事業者は従業員5人以上の事業所を対象とするよう、調査対象を裾切りするものです。

2つ目の変更点は、4ページになります。報告を求める者の見直しです。現行計画は、平成27年7月分調査からの調査計画となっておりますが、平成29年7月分調査以降、総務省への変更手続を行わないまま、報告者数を約18,000から約20,000へ、母集団情報を経済センサス - 活動調査から商業統計調査へ変更しております。この点については、既に本年1月の一斉点検において経済産業省から報告されているところです。さらに、今回の申請において、報告者数を約22,000、母集団名簿を経済センサス - 活動調査に変更するとしております。報告者数を増やすのは、この後説明いたしますが、乙調査及び甲調査の調査方法を、調査員調査から郵送・オンライン調査に変更することなどから増やす予定としております。

また、乙調査において、調査対象事業所を直接選定する指定事業所調査と、調査地域を指定して、その地域内の小売事業所を選定する指定調査区調査を併用しておりましたが、調査員調査の廃止に伴い、指定調査区調査を取りやめる予定です。

5 ページ目です。変更の3つ目として、先ほども言及しましたが、調査方法の変更です。甲調査及び乙調査で実施していた調査員調査を、郵送・オンライン調査に変更する予定です。これにより、本調査は全て郵送・オンライン調査になり、実査部門を民間事業者に委託するよう変更する計画です。これに伴い、調査票の提出期限も、これまでの郵送・オンライン調査の提出期限に合わせ、翌月15日に統一することとしております。

今回の申請の主な変更は以上ですが、本調査に関連して、6ページの事項を部会において確認していただきたいと考えております。1つが、昨年度実施した試験調査において、家電大型専門店においてPOSデータの活用について検証を行っているので、その結果を確認していただきたいと考えております。

2つ目は、調査結果の水準修正について、平成28年経済センサス - 活動調査の結果を用いた手法を実施部局で検討しているとのことですので、それについて確認していただきたいと考えております。

3つ目は、前回の平成28年の答申の今後の課題ですが、丙調査及び丁調査について民間委託に伴う対応状況及び影響について検証を行うこととしております。この状況は今回の調査方法の変更の審議に関係いたしますので、この状況を確認していただきたいと考えております。

7 ページ目は、想定される論点ですが、ただいま説明いたしました変更部分についての確認と、確認事項について主な論点となるのではないかと考えております。

説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は、サービス統計・企業統計部会に付託し

て、詳細については同部会で審議いただくこととなりますが、ここで特段の質問、あるいは御意見等はございますでしょうか。河井委員、どうぞ。

○河井委員 想定される論点のところに明記されていないのですけれども、調査員調査から郵送に変わること、調査員調査のときに、例えば実際に営業しているかどうかというのを確認していたと思うのですけれども、それが郵送にされることによって影響がないかどうかというのを審議に加えていただければと思います。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 そのような部分も、今回の調査資料の変更におきましては重要な確認ポイントかと思っておりますので、十分に確認をさせていただきたいと考えております。

○西村委員長 全くそのとおりです。確認していただきたいと思います。

ほかにごございますでしょうか。

商業動態統計調査については、今回、効率的な調査の実施という観点から、調査対象とする事業所の範囲を一定規模以上に限定する、いわゆる「裾切り調査」とすることを計画しています。これはかなり大きな変更になります。これについては、QEを初めとして商業動態統計調査が幅広く利用されているということを踏まえて、変更による影響を十分に確認していただきたいと考えております。そのほか、調査員調査から全面的に郵送調査に移るということについての影響についても十分に確認をしていただきたいと思います。

また、今回の諮問における必要的付議事項ではありませんが、昨年度の試験調査において検証したPOSデータの利用や調査結果の水準修正についても、部会における重要な論点となり得ますので、これらについても十分な審議をお願いいたします。かなり盛りだくさんで、そして重いものが入っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。西郷部会長、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事に移ります。人口・社会統計部会で審議されている諮問第127号「賃金構造基本統計調査の変更について」です。

賃金構造基本統計調査ですが、1つお断りしておきたいことがあります。前回、平成31年3月18日の統計委員会におきまして、3名の委員から御意見をいただきました。その席で私から、「各委員から発言要旨を提出していただいて、それをホームページに載せる形にしたい」と発言させていただきました。しかし、詳しい議事概要を迅速に公表すれば、発言要旨について別途追加資料として公表するまでもないと考えまして、3名の委員の御了承もいただきましたので、そのように対応することといたしました。前回の統計委員会の議事要旨は既に公表されておりますので、そちらを御覧いただければと思います。議事要旨にかなり詳しい形で載っておりますので、そのような対応でお願いしたいと思います。

前置きが長くなってしまいましたが、人口・社会統計部会で審議されている「賃金構造基本統計調査の変更について」に関する審議状況について、白波瀬部会長から御報告をお願いいたします。

○白波瀬委員 よろしくお願ひいたします。それでは、平成31年3月28日及び4月8日に開催されました人口・社会統計部会における賃金構造基本統計調査の審議状況につきまして、資料2-1に基づき、報告させていただきます。なお、部会審議において、厚生労働

省から追加で報告があった事項に関する資料も添付しておりますので、適宜、御参照ください。

まず、資料の1ページ、「(1) 調査対象の属性的範囲の変更」については、日本標準産業分類のうち、小分類「バー, キャバレー, ナイトクラブ」に属する事業所を調査対象から除外するものです。これについては、調査計画上、除外することが明記されていなかったにもかかわらず、平成31年1月30日開催の統計委員会において、従来から除外して調査を実施していたとの報告があったものです。その際、統計委員会では、バー、キャバレー等の事業所数や労働者数から見て、除外によって結果に大きな影響を及ぼすことはないと考えられるものの、いつから除外されていたかの確認が必要と整理された経緯がございます。

このため、今回の部会審議においても、いつから除外していたのか、厚生労働省に改めて報告を求めましたけれども、明確な除外時期は判明しませんでした。なお、厚生労働省からは、添付資料の参考1にもありますように、調査開始当初から除外されていた可能性もあると報告されております。また、今回の変更申請においては、バー、キャバレー等を除外する理由について、営業時間帯が専ら夜間であることから、郵送調査であっても調査票の記入指導や督促等が困難であり、実査上の支障があること、また、当該業種に雇用されている常用労働者数の割合も僅かであり、調査結果に与える影響も小さいことが主な理由となっております。しかしながら、調査計画上、以前から除外されている業種は、母集団としている経済センサスにおける除外業種に対応したものであるの対しまして、記入指導や督促等が困難な業種は、バー、キャバレー等以外にもあるのではないかと考えられます。なお、本調査においては、昭和48年以降、調査対象業種について、特に見直しは行われておりません。

このような状況の中で、現在の調査実施者の説明をもって除外することを妥当とするには、強い違和感があります。さらに、バー、キャバレー等を調査対象として、回答のばらつきや回収率等を検証する必要もあるものと考え、部会としての最終判断は、私に一任するという御了承を得たところです。ただ、これについて、皆様の御意見もお伺いしたいと考えております。

次に、「(2) 報告を求める者の変更」については、調査対象事業所を多数有する企業が希望する場合には、企業の本社が当該事業所の調査票に回答の上、一括して郵送提出する一括調査方式の導入に伴い、企業を代表する者も報告者として追加するものです。これについては、現在の調査方法も精査した上で、申請案どおりとすることで了承されました。

次に、「(3) 報告を求める事項の変更」のうち、外国人労働者の在留資格を把握する調査事項の追加についてです。これについては、入管法改正に伴い、4月から新たな在留資格による外国人材の受入れがスタートしたことにより、外国人労働者の更なる増加が見込まれる中、施策ニーズへの対応から、今回、外国人労働者の在留資格を把握することについては、適当とされました。

一方で、外国人の就労状況をよりの確に把握する観点、よりグローバルな観点から、日本における外国人労働者の実態を把握するに当たっては、国籍の把握についても基本的な変数であるという状況を鑑みて検討するよう、今後の課題として指摘する方向で考えてお

ります。

次に、労働者の番号又は氏名を把握する調査事項については、報告者の忌避感等に配慮して調査事項から削除する一方で、代替措置として、備考欄に調査対象労働者の識別番号等の記入を求めることとしているものです。これについては、特に実査上の支障はないことを確認の上、適当と整理しましたが、報告者に漏れが生ずるおそれもあることから、備考欄の注記を修正するよう求めることとしました。

次に、「(4) 報告を求めるために用いる方法の変更」についてです。この調査では、現行の調査計画において、調査員調査により実施することとされていますけれども、郵送調査を原則としつつ、一部調査員又は都道府県労働局等の職員による調査票の回収や、企業の本社に対する一括調査方式を併用する形に変更するというものです。この変更についても、バー、キャバレー等と同様に、平成31年1月30日開催の統計委員会において、従来から調査計画とは異なり、郵送調査によって実施されていたことの報告があったところです。

その際、統計委員会では、提示された資料から見る限り、適切に郵送調査が実施されていれば、結果に大きな影響を及ぼすことはないと考えられるものの、いつから郵送調査が開始されていたか確認が必要と整理された経緯があります。このため、部会では、いつから郵送調査が実施されていたのか、どのように郵送調査が導入されたのかについて、改めて事実関係の報告を求めましたが、詳細に明らかにすることはできず、今後も解明は困難と言わざるを得ません。なお、厚生労働省からは、添付資料の参考1にありますように、郵送調査は全国一斉に導入したのではなく、都道府県労働局の判断で、段階的に導入・拡大が進められたものと考えられるとの報告がありました。このような状況から、調査員調査から郵送調査への変更による調査結果への影響については把握できませんでしたが、この調査の対象事業所は、層化無作為抽出により選出されているため、広範囲に点在しており、調査員調査での調査実施は、そもそも困難な状況にあることは明らかです。また、今回の変更により、都道府県労働局の負担軽減も図りつつ、回収や督促の進捗管理を徹底し、調査の精度向上及び調査の効率的実施等に資するものであるため、おおむね適当と判断しました。

ただし、次回の令和2年調査からは、オンライン調査を導入予定であることも踏まえまして、報告者の更なる利便性の向上等に資する観点から、今回調査から、電子媒体による調査票提出を可能とするよう求めることとしました。ちなみに、現在は、電子媒体により提出された調査票を印刷して入力するという、いわば非効率な運用となっておりまして、その改善も図られるものと考えております。これは調査の手引きと申しますか、このようにしてくださいということをお願いしているということでした。

次の「(5) 集計事項の変更」につきましては、先ほど説明いたしました外国人労働者に関する調査事項の追加に伴い、所要の集計事項を追加するものです。今回の調査結果を踏まえまして、性別や地域別の表章と集計の充実を図ることについて検討するよう指摘する方向で考えております。

続きまして、公的統計の整備に関する基本的な計画における課題への対応状況についてです。本調査については、基本計画では様々な課題に取り組むよう指摘しており、この検

討状況を確認したところ、現時点において一定の取組が進められていることは確認できましたけれども、取組の強化を図ることを今後の課題として指摘する方向で考えております。

具体的には、1点目として、毎月勤労統計調査との比較では、毎月勤労統計調査と本調査の推計方法が異なることに留意しつつ、適切な比較・分析を行うほか、集計値を用いた比較に加え、同一事業所の個票を用いた比較についても検討するというものです。

2点目につきましては、賃金水準について、例えば、国税庁の民間給与実態統計調査や人事院の職種別民間給与実態調査など、本調査と類似の統計調査との比較可能性についても検討するというものです。

3点目としては、匿名データ化の検討に当たっては、個人票の情報のみならず、事業所情報を付加することも含め、利用者にとってより利便性の高いデータ提供に向けた検討を進めるというものです。

4点目として、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更に当たっては、過去の調査結果についても遡及推計を行うよう検討するものです。

5点目といたしまして、調査対象事業者の判断により、事業所内の全労働者について報告があった場合には、その推計方法についても検討が必要というものです。

最後の6点目として、個人票における外国人労働者の国籍の把握を含め、事業所票及び個人票の既存の調査事項の見直しの余地を検討する必要があるというものです。

以上の計6点について指摘する方向で検討しております。なお、本調査も含めた賃金関係の統計については、ますます重要となってくることから、同一事業所内における個々の労働者の賃金の変化を時系列で見ることができ、いわゆるパネルデータの作成・提供についても、政府統計全体の課題として取り組んでいく必要があるのではないかという意見も部会の方で出ております。今まで一時点的な賃金水準がどうかという議論だけだったのですけれども、やはり賃金の変化という点では、極めて限定的なデータであったという指摘に対応する意見です。これについては、今回の審議を超えた大きな課題でありますけれども、併せて報告させていただきたいと思っております。

最後に、今後の予定ですけれども、既に部会審議は一通り終えておりますので、今後は本日の意見も踏まえまして、答申案を取りまとめた上、書面審議も活用しながら、次回統計委員会に答申案をお諮りしたいと考えております。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何か御質問等はございますでしょうか。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 御報告ありがとうございます。私はまだ賃金構造基本統計調査について、詳しくその利用について十分承知してない部分もあつたのですけれども、例えば、同一労働・同一賃金とかは、こういう統計を使って、厚生労働省の政策に適用されるということだと思つたのですけれども、そうすると、先ほど白波瀬部会長がおっしゃつた「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外するということは、そういう業種は、そういう政策の対象外になつていて理解してよいのでしょうか。

それともう一つは、そうではなく、別のところでそうした業種の賃金等を把握できてい

るということであれば、その調査結果を賃金構造基本統計調査に使っていくということも考えられるのではないかと思ったのですが、私の理解が間違っていたら、また修正していただいで結構です。

○西村委員長 調査実施者から回答願います。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 御質問ありがとうございます。まず基本的な考え方として、労使交渉で決まるような民間の賃金については、できる限り幅広く把握していくことが望ましいと考えております。今回、バー、キャバレー等を除外したいとしているのは、あくまで調査事務の効率化という観点からだけです。同一労働・同一賃金等の比較や他の政策の立案・運用に当たっては、もちろん、賃金構造基本統計調査、あるいは厚生労働省で所管しております毎月勤労統計調査等のデータ、その他民間のデータを見ながら考慮しているところです。

○白波瀬委員 よろしいですか。貴重なポイントありがとうございます。バー、キャバレー等の除外については、今少し御説明がありましたけれども、複数の局面が同時に混在していると考えております。もちろん効果という点では、例えば、対象となる母集団の大きさによって、もちろん全体効果への影響ということを見るとということになると、そのサイズそのものの議論になってくるのですけれども、繰り返しですが、今回どうしてこれを除外するのかというと、バー、キャバレー等で働いている方々を考慮しない統計であってよいのかとか、そういう話では全くなく、現実的に極めて実施することが難しい、点在した事業所を回るという現実的な環境下で、その妥協策として、多分行われなければならないのではないかと理解しております。

ただ、残念ながら、現在除外されているという実態を踏まえて、今後も同様の扱いとし、それによって過去との整合性を図るということは、全く本末転倒であると私は考えておまして、そういう意味で、調査方法の観点からすると、今後も引き続きこれを除外することは、調査方法自体も郵送調査に正式に変更するというような形で、これは一時的なもので、オンライン調査の導入に向けた過渡期的なことなのではございますけれども、そういう状況を踏まえますと、実際の効果云々ということよりも、調査方法そのものという観点から、私は今回の除外については極めて違和感があり、受け入れられないという強い意見を申し上げている訳です。

ただ、実際問題として、これまでバー、キャバレー等が調査されていなかったという事実はありますので、結果表章については、そこを考慮した結果表章を提示すべきであると思うのですけれども、それは国民に対して一体何が起こっていたのかを開示する1つの過程とも考えておりますので、そういう意味で、少し複層的な議論が混在していると解釈しております。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

他に。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 今のバー、キャバレー等の問題についてです。私は、白波瀬部会長のお考えに極めて共感を持って聞いておりました。やはり元々、バー、キャバレー等を外したとい

う背景には、あるいは、他の統計でも調査対象外としている背景には、特に調査員調査の難しさということがあるはずだと思うのですね。ところが今回は、郵送調査に切り替えていくという話の中ですので、郵送調査でもそういう調査の困難な実態が本当にあるのかどうかということは、試してみる必要が私はあるのではないかと思います。ですから、もし、調査員調査で実施するというのであれば、慎重になるのはまだ理解できなくもないのですが、ここで郵送調査にしていくということであれば、白波瀬部会長がおっしゃったように、まずは、バー、キャバレー等を調査対象に含めた方向で検討していただく方がいいのではないかとということが1点です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

他にございますでしょうか。北村委員、どうぞ。

○北村委員 私も今の点については、郵送調査をすることによって回収率を確認するということは大事だと思うので、それはぜひ行っていただければと思います。

それからもう一つは、今後の課題のところ、匿名データの在り方についても検討していただいたということは、非常にありがたく思っています、方向性としては、本調査の審査をするときに、匿名データをどうするかという話を含めて考えてくださいという流れになったのですけれども、今回初めてこのように取り上げていただいたと理解しておりますので、それは是非残していただきたいということです。

それから、全体を超える話かもしれないということでパネルデータの話が出てきたのですけれども、それも重要な課題だと思いますので、どこかの時点で取り上げていただくようお願いしたいと思います。

○西村委員長 ありがとうございます。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 すみません、もう1点補足で申し上げたいと思います。今、北村委員がおっしゃったことの追加のような形なのですが、私もパネルデータに議論が及んだということは、大変ありがたいことだと思います。特に断面的な観察では分からない部分を知らうと思ったら、どうしてもパネルデータが必要になるので、いずれは日本でもそういったものが欲しいなと私は思います。ただ、すぐできないということはよく理解できるので、パネルデータを整備するという究極の目標を置きながらも、1つ大事なのは、パネルとしてデータが扱えるように、きちんと事業所の識別子をできるだけ前後で共通になるように調査で心がけていただければ、パネルデータを整備するのは後からでもできますので、是非、識別子を時系列的にできるだけ共通になるようにするというのを調査の中で行っていただくということを考えていただけたら、と思います。

○西村委員長 はい、分かりました。

それでは、他にございますでしょうか。白波瀬部会長、どうぞ。

○白波瀬委員 あと1点なのですけれども、部会の中で、いつ郵送調査を開始したのかという時期については、特定が難しいということで説明していただいております。その状況は理解するものの、もう分からないので仕方がないということを決して部会として受け入れた訳ではございませんので、そういう意味で、調査実施部局の責任において、過去の調

査結果に戻った遡及、あるいは郵送調査という調査方法によって回収率云々というような、商業動態統計調査の方でも議論がされていたと思うのですけれども、非常に基礎的なことだと思いますので、それについては、やはり調査実施部局の方で責任を持って、前提条件その他で1つの決定を下して、これまでの過去の調査結果の遡及を行う等々が必要になってくると思うのですけれども、その点につきましては、どうかしっかり開示して、検討を継続していただきますよう、お願いしたいと思います。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、取りまとめたいと思います。ただいま御報告がありました。一番大きな点は「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の件ですが、これについては、調査計画と異なる形で調査対象から除外して実施してきたという実態はあるのですが、現時点の厚生労働省の説明では、先ほど白波瀬部会長から御指摘があったように、これだけを除外するという明確な根拠というのは必ずしもある訳ではない。更に、そもそも調査が難しいと言われている調査員調査で行う訳ではなくて、郵送調査で実施するとされている以上、やはり除外については、もう一度考え直す必要があるのではないかと私は思います。

したがって、私も、少なくとも令和元年調査においては、これを調査対象に含めて実施して影響等を検証すべきではないかという白波瀬部会長の御意見を支持したいと思います。

また、調査方法について、郵送調査の開始時期や導入経緯について、今回の部会においても明らかにならなかったことは残念です。これ以上解明することは困難という判断は、それなりには分かるのですが、それなりに分かるというのは、別にそれを認めるという意味ではなくて、事実としてテイクノートするのですが、やはりガバナンスの問題になってきますので、これは再発防止とも絡むのですが、そのところはどうなっていたのか、特にそれがどういう制度的な条件と重なって何か起こってきたのか、そういうことについてよりきちんとした説明が部会に対してなされるべきだと私も思います。

そういうことから考えると、調査方法の変更による結果への影響とか、詳細には解明できなくなってしまいますから、今回調査の結果公表に当たっては、調査方法に変更が生じていたことや回収率など利用する際の参考情報の提供を充実することが重要ではあるのですが、さらに加えて、具体的に何が起こっていたのか、それがどういう制度的な状況とか、中のガバナンスの状況と絡んでいたのかを、やはりきちんと報告していただきたいと思います。

それを含めてですが、こういう状況の中で、部会においては、将来に向けた審議をしていただいたと受け取っております。その観点から見ると、本調査の調査対象事業所が点在している状況を考えれば、回収や督促状況を的確に管理することを前提とした郵送調査を基本とすることが、本来あるべき姿とも言える訳です。それにとどまらず、調査精度の確保・向上を図る観点から、一部調査員や都道府県労働局等の職員による回収、さらに、本社一括調査の導入などの措置を併せて講ずるとともに、それをオンタイムで管理することや、実査を伴う都道府県労働局の事務の効率化を図ることは、再発防止策という観点からも重要と考えます。

さらに、次年度の調査からは、オンライン調査の導入が検討されていることから、今回の変更については、抜本的見直しに向けた過渡的な取組であると捉えております。そういうことから考えれば、一定の合理性、妥当性はあると考えております。

本調査については、今後、答申案を取りまとめ、次回の統計委員会で御報告いただくことですので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。その中で、将来のことについてのパネルの問題もありましたが、基本的にはいきなりパネルを入れるという話ではなくて、パネルを作るための環境作り、制度作り、そういうものが重要ですので、きちんとした対処をすることをお願ひしたいと考えています。

それでは、部会の審議をよろしくお願ひいたします。

次の議事に移ります。次の議事は、SNA部会の部会報告について、宮川部会長からお願ひいたします。

○宮川委員 4月11日に行われました第15回国民経済計算体系的整備部会の審議状況を御報告いたします。資料2-2と、席上配付資料1及び2を適宜御覧ください。

第15回国民経済計算体系的整備部会におきましては、1、国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討。2、生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の検討状況について。3、「毎月勤労統計調査」における変更を受けた雇用者報酬推計等の対応について。4、「統計委員会からの統合比率に関するデータ提供要望等」について。5、SUTタスクフォース会合における審議状況報告の5つについて審議いたしました。

以下、概要を御説明いたします。1、国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討。内閣府から、具体的な試算結果が提示されました。資料2に、ページ番号は右下にございますが、4ページのかい離の大きい品目が列挙されております。今回の審議では、既に諮問審議に入っている経済産業省生産動態統計調査との関係が大きな論点でした。私が4月12日の産業統計部会に報告した内容を席上配付資料2としてお配りしておりますので、そちらも併せて御参照ください。ポイントは、以下の2点です。

経済産業省生産動態統計調査に品目追加を要望する可能性があるのは、電気照明器具、半導体製造装置、サービス用機器（具体的にはパチンコ、スロットマシン）、建設・鉱山機械、民生用エアコンディショナーなど5品目。ただし、これら5品目に関して、現段階では検証が尽くされておりません。このため、内閣府及び経済産業省に対し、第1に、推計上の工夫で対応するのか、経済産業省生産動態統計調査への取り込み等を要望するのか。第2に、それに関連する課題は何かといった点について、5月16日の産業統計部会の前にしっかりと結論を出すよう、強く要請いたしました。

審議では、品目によっては、そもそも平成23年経済センサスに基づく基準年推計と平成24年工業統計に基づく第二年年次推計との差異が大きく、これが大きなかい離となって表れている。もっとも、この問題は経済産業省生産動態統計を活用した第一年年次推計の整備では対応できない。細かい内訳品目レベルではかい離が大きくても、それらを合わせた大きな品目レベルでは内訳のかい離が相殺し合うことはない。言い換えれば、内訳品目の

中間消費、最終消費、資本形成といった配分先は、内訳品目ごとに大きく異なるのかなどの御指摘がありました。これらの御指摘は、いわば現在の工業統計による第二次年次推計における工夫の余地に関わるものですので、内閣府を中心に検証を進めていただくことといたしました。

2、生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の検討状況。内閣府からは、前回部会での生産側及び分配側QNAの試算結果等の審議を踏まえた最終的な検討結果について御報告をいただきました。具体的な検討結果については、資料2-2の24ページと28ページを御覧ください。

内閣府からの報告のポイントは、次の2点です。家計可処分所得、家計貯蓄率については、実務的な推計体制が整い次第、参考系列として公表する。公表時期は、二次QEから1か月後を目途とする。

生産側・分配側QNAについては、幾つか課題が残されており、更に検討を進めることが必要であり、基本計画の課題であった結論を得るには至っていない。今後の検討に当たっては、課題の難度等を考慮し、生産側をより先行的に取り組むことも視野に入れる。これについて委員からは、家計可処分所得、家計貯蓄率に関して、公表開始はいつか。二次QEから1か月後目途となっているが、将来的に前倒しする余地はないのかといった御質問がありました。また、生産側・分配側QNAに関しては、全ての課題が解決した後に一斉に公表する形にこだわらず、段階的に公表することを検討してほしいとの意見が聞かれました。

これらの意見を踏まえて、私からは内閣府に対して、次のように要請いたしました。生産側・分配側QNAに関して、公表の系列や目標とする精度といった最終目標と、そこに至るまでの今後の進め方、いわば工程表をある程度具体的にまとめ、次回部会において報告するということです。

3、「毎月勤労統計調査」における変更を受けた雇用者報酬推計等の対応。本件については、昨年10月22日の国民経済計算体系的整備部会において一度審議しておりますが、その際、標本交替時の接続方法が宿題として残っておりました。今回、内閣府から御説明をいただき、審議した結論としては、暫定的な対応として毎月勤労統計調査における1月時点での新旧データを用い、段差が生じないように、リンク係数を用いて接続する。ただし、基準となる時点では、毎月勤労統計調査における賃金水準に合致させるので、長期にわたって誤差が累積していくことはない。毎月勤労統計調査の問題が収束し、またある程度データが蓄積された段階で、改めて接続方法を検証するとなりました。

委員からは、内閣府の対応を適当とした上で、今後の要望として、1月にリンクすることについて、頑健性をチェック。例えば、共通事業所系列を用いた場合に、どのような数字となるかを確認してほしい。また、税務統計等を用いた代替手法との比較などを通じた制度の検証も要望したいとの意見がありました。これらの点については、内閣府において検討いただくよう要請いたしました。

4、統計委員会からの統合比率に関するデータ提供要望等。

本件については、内閣府に前向きに御検討いただき、2月の部会でデータ提供の内容に

ついて結論が得られました。これに基づき、内閣府が3月に公表したデータの公表状況について御説明をいただきました。詳細は、31ページでございます。

委員からは特段の異論はなく、部会として了としました。内閣府には、これまでデータ提供に向けて最大限の努力を続けていただいたものと考えております。委員からも、内閣府の取組を非常に高く評価する声が聞かれたことを併せて御報告をいたします。

5、SUTタスクフォース会合における審議状況報告。

SUTタスクフォースでは、33ページ以降にありますとおり、SUT産業連関表の基本構成の大枠の決定に関する検討。教育分野の統計整備に関わる検討状況の報告。サービス分野の生産物分類（2019年設定）（案）についての3つについて審議され、報告がありました。このうち、基本構成の大枠、サービス分野の生産物分類の2つは非常に大きな課題です。このため、本委員会の別の事項として、後ほど事務局から詳細な報告が予定されておりますので、この場での御説明は省略いたします。

教育分野の統計整備に関してですが、文部科学省が前回の平成28年度に引き続き、平成29年度についても検証したところによると、公立学校における費用の内訳項目について、一定の精度を確保した推計が可能との結論が得られたとのことでした。

私からの報告は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何か御質問等ございませんでしょうか。これもまたものすごくたくさん（論点）があつて、なかなか大変なのですが、この場でイシューは出なかったとしても、後で統計委員会に御連絡いただければ、それを入れた形でまた考えていきたいと思っております。

特段の御意見ございませんでしょうか。どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 すみません、宮川委員ありがとうございます。若干先ほど1番目のところで、国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善等に関する検討につきまして、技術的な面で補足させていただきます。

席上配布資料1ページ目に5品目挙がっておりますが、この中、実は2種類に扱いが分かれておまして、サービス用機器（パチンコ、スロットマシン）については、現在基本的には経済産業省生産動態統計調査ではないというところがございますので、仮に対応するとすると、全く新規にやるというような可能性がある分野でございます。残りの電気照明機器、半導体製造装置、建設・鉱山機械、民生用エアコンディショナーは、既存で経済産業省の方で経済産業省生産動態統計調査の対象となっているわけがございますけれども、いわゆる品目の範囲、細かさというものについて、第二年年次推計を使っている工業統計調査と合っていないというものでございますので、これは範囲をどうするか、細かさをどうするか。その関連につきまして、第二年年次推計も含めて推計上の工夫、あるいは他の業界統計等で対応可能か、あるいは経済産業省生産動態統計調査の方で対応をお願いするかということにつきまして、内閣府と経済産業省に非常に短い時間ではあるのですが、精力的な検討をお願いしているところでございます。事務局としてもできる限りのサポートをして、5月16日の産業統計部会にしっかり御要望できるように、宮川部会長をサポートしていきたいと考えておりますので、引き続きよろしく御願いいたします。

以上でございます。

○西村委員長 追加的な説明どうもありがとうございました。

パチンコ、スロットマシンは結構大きなもので、なかなか実態を捉えることが難しいものなのです。かつ内閣府と、それから経済産業省で完結するような話ではなくて、もっと違うところが重要ですから、逆に言えば、そういったところからの協力をこれから考えていかなければいけませんので、関係する統計幹事の方々にはきちんとその点を理解していただきたいと思います。

それでは、取りまとめたいと思います。

まず、SNAの第一次年次推計と第二次年次推計との改定状況を踏まえた検証です。本課題については、SNA推計における基礎統計と、それから推計方法のシームレス化を通じて、GDPの精度向上を図るという観点から、極めて重要な課題であります。そのため、私から特段の指示を行いまして、関係者に検討をお願いしているものです。シームレス化が一番のキーワードになりますので、そういう形でお願いをしたということです。

そうした要望に沿って、SNA部会の審議や産業統計部会の情報提供、事前の関係者へのアドバイスや指示出しをはじめとして、宮川部会長には大変な御尽力をいただいていると承知しております。この点については、心から感謝申し上げたいと思います。

他方で、検証結果を踏まえた生産動態統計に関する課題の絞り込みですが、現時点ではまだ十分に進んでいないという点は大変残念です。御報告いただいた課題には、電気照明器具など品目の拡充や品目範囲の変更などが課題となり得るもの、先ほど言いましたパチンコ、スロットマシンなど、経済産業省の生産動態で対応するとなると新規分野であり、かなり大がかりとなり得るものです。それから、他府省との関係も考えなければいけません。もちろん他の統計データや推計方法の工夫で対応できる余地も十分にあると思います。それを併せまして、5月16日の産業統計部会に間に合うように、関係府省においては、早急にかつ密度の高い検証と課題の絞り込みを強くお願いしたいと思います。この点は、5月の統計委員会においても確認したいと思います。

次に、家計可処分所得・家計貯蓄率、生産側・分配側QNAに関してです。家計可処分所得や家計貯蓄率については、準備が整い次第速やかな公表をお願いいたしたいと思えます。生産側・分配側QNAですが、更なる検討が必要であることは理解しております。しかしながら、基本計画において平成31年3月までに「結論を得る」とされている課題ですから、もう結論を得なければいけないはずなのですが、それができていない。また、主要国の中で公表していないのは日本のみという、いささか問題な状況ですので、今後の検討の進め方に関するしっかりとした工程表を策定するようにお願いいたします。具体的な課題を設定して、かつ期限を切ることが不可欠だと思います。

次に、雇用者報酬についても了解いたしました。当面の対応としては適当と考えられます。いずれにせよ、毎月勤労統計調査の側で全ての課題を処理するのでは、いろいろな影響があらうと思われまますので、その都度にはなってしまいますが、適切な対応をお願いしたいと思います。

最後にデータ提供ですが、統計委員会が要望したデータが全て公表されたことを、統計

委員会として改めて感謝いたします。内閣府による「最大限の努力」の賜物ということで、感謝いたしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。産業統計部会で審議されている諮問第128号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」に関する審議状況について、SNA部会での審議結果を受けた産業統計部会での審議の様相について、河井部会長から口頭で報告があるということですので、よろしくお願ひいたします。

○河井委員 ありがとうございます。それでは、先週の4月12日に開催されました経済産業省生産動態統計調査に関する第1回部会での審議概要につきまして、口頭で報告させていただきます。

経済産業省生産動態統計調査につきましては、SNA部会の宮川部会長から御報告がありましたように、QE及び年次推計の精度向上に向けた一次統計のシームレス化の取組の強化と加速とも密接に関連いたしますので、本調査の部会審議でも冒頭で、その審議状況について情報を共有させていただきました。その内容につきましては、席上配布資料の1と2でも御確認いただいておりますし、宮川部会長からの御報告もありましたので省略いたしますが、国民経済計算の推計方法の工夫で対応するのか、それとも経済産業省生産動態統計調査の対象品目を拡大するのかについては、まだ結論が出ていないということでしたので、内閣府と経済産業省が共同で具体的な対応策を検討し、それを御報告していただいた上で、5月16日の2回目の部会におきまして審議をするということにいたしました。

次に、今回の経済産業省生産動態統計調査の調査計画の変更のうち、来年の4月調査以降、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に全面移行することについて審議を行いました。本調査につきましては、平成29年9月の調査から、46の月報において民間事業者を活用した郵送調査を導入しておりますので、その実施状況につきまして詳細に御報告いただきました。そうすると、回収率が向上しているということと、民間事業者が交代した際の対応も適切に行われているということを確認できたため、適当と判断いたしました。

次に、その他の変更についての審議の中では、調査票の提出期限につきまして、翌月の10日から翌月の15日に変更することとしておりますが、公表の早期化という観点から、翌月の10日に設定する余地はないのかという指摘もあり、次回の部会において再度確認することといたしました。

また部会では、出席された委員の方から、調査対象数を算出した時点を調査計画に明記する必要があるのではないか。2つ目として、品目単位で調査対象事業所を選定しているため、工業統計調査の個票データ等を用いて名簿整理を行っていることを調査計画に明示する必要があるのではないか。3点目として、今後、経済構造実態調査に工業統計調査が包摂された際、今までと同様の方法で母集団名簿の整備ができなくなる可能性があるのではないかといった指摘があり、2回目の部会で行う答申案の審議の中で整理することといたしております。

簡単ですが、部会の審議状況は以上のとおりです。

○西村委員長 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

これについても何か後で御意見があれば、統計委員会にいただければ、河井部会長にお渡しすることにいたします。

それでは、一応QE及び年次推計の精度向上に向けた一次統計の「シームレス化」のうちの一部として今回のものがあるわけで、経済産業省生産動態統計調査における取組については、引き続いて内閣府と経済産業省において検討を行い、5月16日に行われる第2回部会で改めて審議するというものであります。これについては、担当する内閣府や経済産業省が一体となって、具体的な検討を速やかに進め、5月16日の第2回部会で取りまとめる予定の答申（案）に、可能な限り具体的な対応方針を記載していただければと思います。もうここまでは具体的なところまで来ておりますので、覚悟を決めてお願いしたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき委員及び専門委員は委員長が指名するとされております。本日、諮問されました商業動態統計調査の変更についての審議のため、北村委員及び宮川専門委員におかれましては、サービス統計・企業統計部会に所属していただき、部会審議に参加いただきたいと考えておりますので、資料3のとおり指名させていただきます。北村委員及び宮川専門委員におかれましては、御多忙のところ恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。前回の統計委員会に引き続き、毎月勤労統計調査の事案について取り上げます。

1月から3月までの統計委員会において、委員から毎月勤労統計調査の事案について、委員から出された質問や意見及び情報提供要請に対する回答について、厚生労働省から御報告をお願いしたいと思います。説明はかなり長くなるようですので、2つに分けて説明をお願いいたします。

まず1つ目は、野呂委員から要望がありました、1. 平成31年1月のサンプル入替えによる断層について。2つ目は、平成29年1月の毎月勤労統計調査の諮問答申において課題となっておりました、2. 常用労働者の定義変更に伴う影響について。さらに前回、関根委員から質問がありました、3. 平成30年1月からの常用雇用指数の減少について、続けて説明をお願いいたします。

ここで、1点注意したいと思います。毎月勤労統計調査で、本系列の現金給与総額の前年同月比がサンプル入替え前の1月速報でプラスで1.2%とプラス方向であったのが、サンプル入替え後の1月確報ではマイナス0.6%とマイナス方向へ変わり、議論を呼ぶ可能性が出てきています。この点についても、野呂委員からの要望1と密接に関係しておりますので、御説明をお願いいたします。

それでは厚生労働省、お願いいたします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） では、ただいま西村委員長から御指摘のありました点、前半につきましては、資料6-1に基づきまして、3点について御説明させていただきたいと思います。

資料をおめぐりいただきまして、1ページからになります。ここの部分で、今お話のありましたように、平成31年1月の毎月勤労統計の調査の結果が、確報におきましてマイナ

スの方に下方修正されまして、ここで平成31年1月時点でサンプル入替えがございましたので、その影響で下がったという面もございますけれども、ただ、大きな動きになりましたので、その中身を詳細に分析させていただきました。

そこには現在、毎月勤労統計調査、今回平成30年1月からローテーション・サンプリングを入れるということで、それに向けての経過措置期間中であるということや、あるいは先般の不適切な取扱いということで、500人以上規模において東京都で全数ではなかったという部分も、今度6月分調査に向けて改善を進めているところがございますので、その点への影響等も念頭に置きつつ、今何が起きているか。それで今後、先ほど言いました経過措置期間中を終えて、毎月勤労統計調査をきっちりと実施していく中で、更なる取組が必要になる部分がないかどうかという検証も含めて、今回の分析をさせていただいき、そうした観点からの御説明をさせていただければと思っております。

まず1ページのところですけれども、今回のサンプル入替え、ローテーション・サンプリングの導入に伴うサンプル入替えの現状を、過去のギャップの部分と併せて紹介させていただいております。真ん中の表は、ギャップ差の要因分析になります。きまって支給する給与についてですが、入替えのときに、サンプル入替えのみの時と、経済センサスなりが変わって、労働者のウエイトが変わる部分の更新された影響など両方入っている時とございますけれども、その分けた部分を見ていただければ、平成19年1月分から出しておりますけれども、そこにありますようなギャップです。率でいいますと、平成19年1月がマイナス0.9%、その後、そこに記載してあるとおりになりまして、一番下の部分、平成30年1月の部分につきましては、マイナス0.6という数字が出ました。この数字自身、過去と比べた場合、今回は部分入替えということで半数の入替えですので、影響的にはそれまでの総入替えに比べれば半分程度に抑えられるということが想定されるわけですが、要因分解したうちのウエイトの部分は別としまして、サンプル入替えのところで見ますと、サンプル入替えは今回、マイナス0.6は全てサンプル入替えの影響ですけれども、過去に比べて、平成27年1月分に比べると半分ぐらいかと。ただ、それ以前に比べると、半分よりはやや高いとなっているのが現状でございます。

特に参考で記載しておりますけれども、通常、このギャップ分析は今できまして支給する給与でやっておりましたけれども、現金給与総額の部分で見ると、今回につきましては影響がマイナス0.9%であったということが、まず過去からの並びでございます。

下の推計方法は、これまでも御紹介していたものを式で記載したものでございますので、このマイナス0.6なり0.9の部分について、その後でもう少し詳細に見たいというのが、まず2ページのところでございます。

2ページにつきましては、きまって支給する給与の伸び率のマイナス0.6というのを要因分解しております。これはマトリックスになっておりまして、縦と横と2つの分析があるわけですが、まず一番上の行の横で見いただければと思います。マイナス0.6%の伸びを、一般労働者とパートタイム労働者の賃金の変化率と、あとパートタイム比率も動いておりますので、その3つの要因。かつパートタイムにつきましては、時間当たり賃金と労働時間で分けたものですけれども、これで見いただきますと、一般労働者の賃金、

あるいはパートの時間当たりの賃金というのはそれぞれプラス0.3ということで、賃金はプラスの方向で動いているのですけれども、パートについては労働時間が短くなっている。あるいは、全体で見ますと、パートタイム比率が大きくマイナスになったということで、相対的に賃金の低いパートタイム労働者が増えたということで、全体的な伸びがマイナスになったというのが、まずこの時点での0.6の分析でございます。

ただ、今回は先ほど申しましたように、標本の入替えがございますので、入替えによる影響と、それから、入替えがなかった場合、旧サンプル同士で分析したものに分けたのがこの縦の分析でございまして、これで見ると、マイナス0.6というのはほとんどがこの標本入替えによるギャップであるという形で分析されます。その上で、じゃあ入替えでやった部分を、真ん中の2行目について、横の分析をした場合には、入替えによって見た場合には、特に一般労働者の賃金がマイナスに振れたということと、パートタイム比率は賃金に対してはマイナスの影響ということで、パートタイム比率は増えたというふうな形になりますけれども、入替えによって新しい事業所の賃金は、旧サンプルに比べて賃金がやや低めになっているということと、パートタイム比率は高くなっているという2点で、このギャップが発生しているのが見られたということでございます。

ちなみに、一番下の旧サンプル同士の分析でいきますと、一般労働者の賃金とパートの時給はプラス、パートタイム比率はマイナスで、そういう意味では、賃金の部分は入替えによって一部相殺された。パートタイム比率については、入替えによって増幅されたというのが、これから見てとれるところでございます。

このギャップのマイナス0.6というのを、更にもう少し詳細に見たのが、次の3ページの分析でございます。ギャップによって起きている部分が規模別に見てどういうところで起きているかを、ここで分析しております。上の方がきまって支給する給与のギャップでございますけれども、規模計5人以上で見た場合に、全体でマイナス0.6とありますけれども、それを寄与度で分解した場合には、真ん中の表でございまして、500人以上がマイナス0.4ということで、ここの部分が大きく効いています。現金給与総額につきましては、さらに大きいマイナス0.9ですけれども、これも真ん中に寄与度、下の方ですけれども、分解したところ、やはり500人以上でマイナス0.7と、今回のところは規模の大きいところで影響が出ているというのが読めます。

ただ、これ、サンプル入替えですので、本来500人以上のところは全数調査ですので、その部分が果たして大きく出ているというのはいかなる意味か分析する必要があります。まず集計対象事業所がどうなっているかを見たのが一番右の表でございます。新サンプルの中で、集計対象の事業所が全体で24,000ほどございますけれども、規模で見ますと5～29人の事業所が半数以上になるのですけれども、あとはそこに記載してあるとおりの数字です。

そのうち新サンプルの中で旧サンプルには入っていない、新たに入ったサンプルがどれくらいあるかを見たのが、その旧サンプルでないというところの表なのですけれども、御覧いただきましたような形で、5～29人の事業所については、半年ごとのローテーション・サンプルをずっとやってきているものです。新旧の被せというのがございませぬので、これは基本的に全部入れ替わっているのですけれども、100～499人と30～99人については、

今回半数入替え、ローテーション・サンプリング、本来的には3分の1ずつですけれども、現在経過期間として、平成31年1月にはほぼ半数の入替えをやっているということで、大体それぐらいが入れ替わっております。問題は、500人以上のところでございます。500人以上のところは、全数調査ではありますけれども、10%程度が新しく入ってきてまして、これが東京都が現時点においては抽出している影響なのか、それ以外なのかというのが考えられるところでございます。これにつきましては、その表の下の注1のところを御覧いただきたいのですが、この295の旧サンプルではなく新しく入ってきたところのうちで、東京都の分は107事業所、36%でございます。割合は東京都1つの都道府県だけで高くなっておりますのは、現在、東京都で全数調査をやっていない、抽出調査をやった入替えを行っている影響が出ているというのがありますけれども、一方で64%は東京都以外で起きているということですので、これにつきましては、新しいサンプルが今回の入替えで出てきている。全数調査ではありますけれども、新しい事業所が加わったというのが64%程度あるというのは、量的には見られるところでございます。

その要因としましては、もちろん新しく500人以上の規模になった、以前は499人以下だったけれども、新しく500人以上になった事業所が入ったというのもございますし、全く新設されたというのもございます。それから、あと年次フレームの問題もございまして、今回平成28年の年次フレームを使ったものですが、これにつきましては、経済センサス-活動調査の情報が入っているということで、その部分で追加されたものもあり、それらが重なった上で、東京都以外でも新しい事業所が入っています。ただ、実際この中への影響というところは、この表だけでは分かりませんので、そこを少し深掘りしたのが、さらに4ページのものでございます。

4ページにつきましては、500人以上のところに限って分解をさせていただいております。先ほどの表でいきますと、すみません、前のページの表で恐縮ですが、寄与度分解できまして支給する給与のところは、500人以上についてはマイナス0.4の寄与、現金給与についてはマイナス0.7の寄与ですけれども、これを産業別に分解させていただいたのが、改めまして4ページの表でございます。

それを産業別に見た場合に、数字が非常に細かいですので、どこが大きいかというのを見るのは寄与率、括弧の中を見ていただければと思いますけれども、きまって支給する給与につきましては、全体100に対しまして、大きいところが運輸業、郵便業というところがマイナス17%での影響というのがあります。あとすみません、大きいのが卸売業、小売業ですね。プラスですけれども42%と出ている部分がございますが、今回大きいものが出ているのが、マイナス0.7の現金給与ですので、現金給与のところを御覧いただければと思います。これにつきましては、マイナス0.7の全体のギャップになりまして、その中の分解で、実は44%、ほぼ半数近い部分が情報通信業の寄与になっていたというところと、次に大きいところが卸売、小売のマイナス0.14の寄与。それから、教育、学習支援業のマイナス0.08の寄与となっております。

これが東京で起きているのか、東京以外で起きているのかを、試算しています。きれいな形での分解というわけにはいかないのですが、寄与率をはかってそれで試算した

ものがさらに右の表でございまして、これで見させていただきますと、情報通信業、マイナス0.31の寄与のうちで、東京都で起きているものが0.28で、やはり東京都で入替えたことによる部分が大きい。それは以下の卸売、小売もマイナス0.14のうちマイナス0.15が東京都の寄与、あるいは教育、学習支援業につきましてもマイナス0.08のうち、東京都の寄与がマイナス0.06と、やはり東京都の寄与が大きく、東京都が全数で調査できていない、サンプルでやっている、しかもこの大きい規模ですので、新しいところと入れかわることによる影響が特に出ていると思われまます。

マイナスで出ているのは、やはりサバイバルバイアスなりの影響があるものかと想定されますけれども、やはりその部分が出ていますので、以上の部分の総括をいたしますと、入替えなりをやる場合につきましては、一定程度のもちろん統計的な誤差というのは発生し得るものですが、今回を見る限り、規模の大きいところ、かつ東京都で起きているということですので、やはり東京都の抽出調査というのが効いているというのがここから見てとれます。

厚生労働省としましては、現在毎月勤労統計調査の調査計画と違って500人以上の事業所を抽出調査にしている件につきましては、こちらの統計委員会の指示の下、今年の6月から全数調査にすることとしておりますので、その部分を実施することによって、こういう部分は一定程度抑えられる可能性が高いのではないかという認識を持っております。もちろんこれはあくまでも実際の調査対象の話ですが、当然調査対象に対してしっかり回収する、回答いただくということも不可欠なものと認識しておりますので、実施に当たってはそこもしっかり認識していきたいと思っております。

あと、全体的なギャップの話でいきますと、現在、経過措置期間中で、例えば3分の1ずつ入れ替えるのが、今回については2分の1入れ替えるということで、ギャップの影響がやや大きくなっている可能性もございます。さらには、今回経過措置期間の後には、事業所は3年ごとに入替えがありますけれども、今回平成31年1月につきましては、平成27年1月から4年間お願いした事業所ということもあり、その影響もあろうかと思っておりますので、これから経過措置を終えて適正な形での実施、我々が想定している実施になることにより、更にこうしたギャップをできるだけ抑える形で取り組みたいと思っております。今回の分析もベースにしつつ、適切に実施したいというのが、この分析での我々の現在の判断でございます。

以上が、最初のギャップについての御説明でございます。

続きまして、常用労働者の定義変更につきましては、次の5ページからになります。これにつきましては、定義変更の諮問をさせていただいて、答申をいただきましたときに、定義変更の影響について十分な提供を行うようにという指摘をされていたことに関し、これまで御報告できていなかったことを大変申し訳なく思っております。大変遅くなりましたけれども、一定の分析をしましたので御報告させていただければと思います。

改めまして、今回の常用労働者の定義の変更とは何かが、5ページの上の右側に記載してあります。旧定義におきましては、基本は「1」期間を定めず雇われている者というのが常用労働者の定義ですが、それに加えまして、「2」1か月を超える期間を定めて

雇われている者及び「3」日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で、前2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われている者が対象とされていたわけですが、これを平成30年1月に新しく定義を変えまして、これは労働力調査なり他の調査と整合性をとったものでございますけれども、先ほどのここでいいますと2に当たる部分につきましては、1か月を超えたとしていたものを1か月以上としたものと、3につきましては、こういう対象の者を常用労働者としていたものを除外するというものであります。

影響としては、2の方につきましては、新しい定義の人が入ってくる。3につきましては、以前入っていた者が除かれるとなりますので、これがどの程度になるかです。以前のものでは、こういう対象の人が1%程度いるのではないかという御報告をしておりましたが、実際、毎月勤労統計調査においてどの程度の影響が出てくるかを分析したものです。現実的には、変えなかったときにはどうなっていたかという分析は非常に難しいものでございます。実際に変わってしまったものです。

ただ、今回の試算方法は、1点そこを使えるのではないかとこのところでやったものでございまして、それは下の右側の絵でも見ていただければと思うのですが、通常の事業所につきましては、上の継続事業所と記載しておりまして、平成29年12月までは旧定義で労働者を調査していただくのですけれども、1月になった時点で新定義になるという形になります。これが通常の事業所のものです。ただし、平成30年1月というのは入替えの時期になりますので、平成30年1月で終了する事業所、今まで調査に御協力いただいて、30年1月をもって終了する事業所につきましては、12月に旧定義でやっています、最後の1月だけですので、ここは定義を変えず、そのまま旧定義でやってくださいというお願いしておりますので、ここで実は旧定義のままであったものと新定義であったものと2つのカテゴリーに分けることができます。この2つのカテゴリーについて、その動きの変化を見たというのが今回の分析の趣旨です。

次の6ページのところはその式関係ですので、ここは少し省略させていただきます、実際分析した結果が7ページになります。

7ページで、まず真ん中の表を見ていただければと思います。左側の(1)の常用労働者数の影響につきましては、12月と1月の動きを比べております。当然これは季節性がありますので、例えば一番上のところのマイナス0.8の絶対値そのものには季節性などの要素が入っております。そこに注目するというよりは、問題は①旧定義から旧定義、先ほど言いましたように、最後の月については旧定義のままやっていると、②に記載しておりますのはその他の、今後も継続していただく分については、1月から新定義に変えた、この2つについての動きの方向性の差を見るということでやったものでございます。

それを一応規模別にも見たものでございまして、そうしますと①と②につきましては見ると、引き算をする感じでいきますと、②の方がプラスに振れ、規模別、各規模においてプラスに動いているということで、これは新定義でやった方がプラスに動いています。すなわち、新しい定義にしたことによって、労働者は増える方向に動いたのではないかという判断をさせていただいたものです。端的には、先ほど言いましたように、今回の定義は1か月ちょうどの人を入れるというものと、日々雇いで前2か月18日以上の人が除かれると

いうプラスとマイナス両方ありますけれども、どちらかという流れとしてはプラスの方向に動いた。1か月ちょうどの人が増えた影響が大きかったのではないかという分析をしたものです。

日々雇いの方も一定程度いらっしゃったのかもしれませんが、毎月勤労統計調査においては、日々雇いを入れる場合には当該事業所で前2か月18日以上という制限がかかりますので、やはりそれほど大きなウエイトではなかったのではないかというのが、読み取れます。

一方、同じような形で、賃金の方向を見たのが(2)でございます。これも同じように、12月から1月の比較でございますので、ここにつきましては、特別給与、ボーナスの影響がありますので、数字としては大きなマイナス。12月と1月とを比べることの無理さといえますか、単純に季節性を除いてやっていませんので、大きくマイナスになっております。ただ、マイナスの表れ方の程度の違いというのを見たのが、一番下の引き算です。トータルで見ますと、マイナス0.4という形で、やや賃金を引き下げる効果となっています。ただし、これを規模で見ると特別給与の影響等もあると思いますけれども、プラスとマイナスが両方合わさっている感じですので、単純にこういう方向性とまでは言い切るの難しく、我々としては、端的には特段の方向性までは認められていないというのが、この時点での見方かなと思っております。ただ、計だけでいいますとマイナス0.4ということで、やはり先ほど言いましたように、今回の労働者数の増加が、1か月ちょうどの有期労働者が増えたという形でいきますと、一般的には、一般的な常用労働者に比べて1か月ちょうどの方がやや相対的に低いということが起きていると、そういう方々が増えることによって、賃金は少しマイナスに振れるというのがあり得るのかなと。

最後の一番下のところに「本試算は」ということで1)から3)まで記載してあります。一定の制約の下でやっておりますので、誤差等も含めて慎重に見る必要があるかもしれませんが、1つの試算として、今回につきましてはこういう分析をさせていただいたという御報告です。

それから最後、長くなって恐縮ですけれども、関根委員からお話のありました常用雇用指数の減少についてということで、常用労働者数、指数でいいますと、8ページでございますけれども、こういう動きをしているのですけれども、平成30年1月の部分から少し角度が緩やかになっているのが見受けられます。これは常用雇用指数の前年同月比で見た場合には、下のような形で平成30年に入ってから少し伸び率が低下しているのですけれども、ここのうちで、やはり平成29年12月から平成30年1月の部分で、ギャップがあるのではないかと。常用雇用指数ですのでギャップ修正をしているのですけれども、そのギャップ修正が十分できていないのではないかとという御指摘がございました。

これについて、詳細に見たのが次のページの9ページです。これはギャップ修正の仕方による部分と考えておまして、ギャップ自身は平成30年1月のベンチマーク更新をやる時に、平成26年経済センサス - 基礎調査の結果を元に修正をいたします。それで平成30年1月の母集団労働者数の更新を行っているわけですけれども、これはこれまで以前と同じ方法なのですけれども、その前に遡及でギャップ修正をする、平成26年7月から平成29

年12月部分につきましては、ギャップ率Gというのを計算して、それで修正します。そのギャップ率Gというのは、平成26年経済センサス - 基礎調査の常用雇用者数を、平成26年6月末の推計労働者数で割る。毎月勤労統計調査の推計労働者数で割って、そのずれの部分をGとして、それを掛けて、雇用指数を修正するという修正の仕方です。平行移動になりますけれども、やるという形になります。

一方で、平成30年1月時点の母集団労働者数の更新につきましては、母集団労働者数を足し上げた形できっちりする必要がありますので、補正式につきましては、産業別、規模別に計算いたします。すなわち、ギャップというのはiとjの添数がつきまして、それを積み上げて出しますので、産業別、規模別、i jごとにG i jを計算します。式自身は経済センサス - 基礎調査の常用雇用者数と平成26年7月の母集団労働者数の割り算で出すわけですけれども、それをi jごとにやって、それをi jごとに掛けます。下の式ですけれども、修正前の母集団労働者数にG i jを掛けて出しますので、平均的には同じになるわけですけれども、実際に各セルの動きや変化によって、それが必ずしも一致しないということが起き、その影響が出ます。

それを模式的に行ったのが10ページの図でございます。平成27年7月経済センサス - 基礎調査の時点が真ん中やや左側でございます。この時点のギャップ、Gが黒い矢印で記載してあります。これで平行移動させているのが平成26年7月から平成30年1月時点までの指数でございます。一方で、平成30年1月時点からの雇用指数といいますのは、そのスタート時点からG i jで積み上げて計算するというので、このGを掛けた場合と、G i jでやった場合との差が、この緑の矢印のところですが、これが今回、一定程度出てしまいギャップが残ってしまっています。

これは、これまで以前のやり方と変わってはいないのですが、前回なり前々回は実は同じようなやり方をやっても、GとG i jのそれぞれの修正自身がそれほど差が出なかった。緑の矢印の部分が大きくなかったということで余り目立たなかったのですが、今回は、産業構成の変更の影響かと思えますけれども、それがやや高く出たため、こういう結果が出たと思えます。この辺の緑の矢印の部分を今後どうしていくかは、検討の余地があるかと思えますけれども、現状においては、この影響が出たというものです。

すみません、長くなりましたけれども、説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、まず私から質問させていただきます。

非常に内容の濃い報告なのですが、資料そのものに、普通だとイントロダクション（序論）とかモチベーション（動機）とかコンクルージョン（結論）とかあって分かりやすくなっているのですが、それが全然ないものですから、我々のようなある程度知っている人間にとっては非常に良く分かるのですが、今日は色々な方もいらっしゃるということもありまして、分かりにくいのではないかと思います。特に最初のギャップのところですが、1番目の①のところに関係するところですが、何のためにこの分析を行って、その結果何が分かったかということ、特に平成31年1月に関しての点について、口頭で結構ですのもう一度簡潔に説明していただけると助かります。よろしくお願ひします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 確かにおっしゃるように、まず何が起きていたかという部分についての説明がないままに分析に入っているというのはおっしゃるとおりでございます、そこは少し資料としては不十分でありましたことは、お詫び申し上げます。

まずポイントとしましては、簡潔かどうか分からないですけれども、今回平成31年1月において、平成30年から始めましたローテーション・サンプリングでの入替えが始まりまして、その結果として、今回平成31年1月の数値につきましては、平成30年12月部分のときに比べて大きな数値の変動、ギャップが発生しているというものです。その影響は、何によるものか。もちろん入替えによるものと見るわけですけれども、ただ入替えも、現在、経過措置的にやっている時期でもありますし、また適正な調査が500人以上規模でできていませんので、その辺りがどう影響しているのかという問題意識で分析したものでございます。

結果的には、500人以上規模の東京の部分で、一定程度やはり影響が出ているというところを踏まえて、今後適切な実施に向けてやるべきであるという結果であった。今回出たギャップも、今後一定程度小さくできるもので、より信頼性の高い調査に持っていけるのではないかという結論であると認識しております。

○西村委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、委員の皆様方から何か御質問、御意見等ございますでしょうか。関根委員、どうぞ。

○関根委員 ありがとうございます。非常に詳細な説明どうもありがとうございます。まず、今お話にありました第1点目の話なのですが、先ほどの御説明によりますと、令和元年6月からでしたか、全数調査に戻すというか、全数調査になるように東京都のところも調査するというお話だったと思うのですが、そうすると今回明らかになったのは、東京都の500人以上事業所のところで、サンプル入替えした結果というのは、すごい賃金に大きく影響を及ぼしたということですよね。そうすると今度は令和元年6月に全数調査をすると、もう1回ここでレベルシフトする可能性がある。その後、令和2年6月ぐらいで1年間たちますので、我々ユーザーとしては、前年比の計算をするときには、来年の6月ぐらいいまで待とう、という結論になるかと思うのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。要するに、全数調査するとき、今年の6月の数字を聞くわけではないというふうに理解しながら、お伺いしているのですけれども。

そういう意味で、全サンプルベースのところの時系列を追っていかうとすると、あくまでもレベルではなくて前年比で計算していかうとすると、平成31年1月に大きな断絶が起りましたが、令和元年6月にもう1回起こって、その断絶の影響がずっと1年間継続して、令和2年6月ぐらいになるともう少し私どもも冷静に見ていくことができる、こんな感じの理解でよろしいでしょうか。以上です。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） おっしゃるとおりかと思っております。そういう意味では、前年同月比まで考えますと、令和元年6月から実施しても、前月同月比までしっかり使えるのは令和2年6月からとならざるを得ないかなと思っております。ただ、その1年間使えないのも困るので、やはり我々と

しては、令和元年6月に東京全数になって、実際やり方としては厚生労働省の直轄調査で実施予定で準備しておりますけれども、そこに入った部分が新たな調査結果になりますので、もし前年同月比をきっちりとれる、この6月以降でとろうと思うと、その部分を除いた、新たに加えた部分を除いた部分での前年同月比を示すことによって、当面は比較可能になると思いますので、やはり我々としては、情報提供としてやらないといけないと思っております。

そういう意味では、全数調査できっちり使えるのは令和2年6月以降になろうかと思えますけれども、今年6月以降についても使えるような情報提供、端的に言いますと、比較可能な部分での前年同月比をお示しすることによって、経過措置的ですが、使っていただく形になるのではないかと。一定のギャップというのは分析する必要があると思えますけれども、かつ情報提供としては使っていただける公表にしたいとは考えております。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 すみません、確認させてください。要は今年の6月以降、2種類のデータを出されることを想定されておられるということですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） まだ正式にきっちり分析できているわけではないですし、ギャップの影響がやはり一定程度、もし本当にギャップがほとんど出ないような形でいけば問題ないかとは思っているのですが、一定のギャップが出る限りは、どれを参考値にするかという問題はありますけれども、そういう2つ目を出すような形で考えたいとは思っております。

○西村委員長 関根委員、どうぞ。

○関根委員 そうすると、今のでいきますと、全数調査っぽいところというか、全事業所ベースのところ追加で1つというか2つの系列ができて、このうち1つは参考系列で、そのほかに共通事業所ベースが出てくる。だから3つ系列があって、我々ユーザーとしては、3つの中から好きなものを選べといたらおかしいのですけれども、そんな感じになる可能性が高いと、こういうことですね。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） そうですね。本来的には皆様にこれを使えば大丈夫ですという1つのものをお示しできるのが理想的だとは思いますが、現実的に過渡期的にそういうのが起きている場合には、混乱いただかないようにしようとは思いますが、3つのものがあり得ると考えております。

○西村委員長 野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 実は私もそれを御質問しようと思ったのですが、対応方法は分かりましたし、考えますとその方法しか、この6月から次の6月までの間はないかと思えます。ただ関根委員も言われたとおり、現在の公表でも一般ユーザーにとりましてはかなり分かりにくいのですが、それが一層複雑になりますので、かみ砕いた御説明をいただかないと、多分誤解が生じると思えます。よろしくお願ひしたいと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 分かりやすくするように頑張りたいと思えます。

○西村委員長 分かりやすいというのは、そちらが分かりやすい話じゃなくて、我々が分かりやすいという話なので、そこはやはりユーザーとの対話をきちっとやっていきたい。統計委員会としても当然ですが、最大限のサポートをしますので、それはよろしくお願ひしたいと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） はい。

○西村委員長 関根委員、どうぞ。

○関根委員 その点とはまた別に、私が御質問させていただきました常用雇用者数の指数のギャップの方の話でございますが、どうも御説明ありがとうございました。非常にクリアだと思ひます。

10ページ目の資料の方でお示ししていただいたように、今回ベンチマーク修正のギャップ修正のところで、常用雇用指数について、要するに違う系列と言ったらおかしいのですが、前年比を比較してしまうのでこういうことが起こると。プラスアルファ、このグラフに書かれてないのは、ここでサンプル入替えがあったということもありますので、そういう意味で、このまま常用雇用指数のところを前年比で比較していくと、どうしても平成30年1月以降というのは低くなってしまっているというのが、こういうところに出てくるという理解だと思ひますが、先ほどの御説明にもありましたように、これもまたユーザーサイドの立場としましては、レベルの情報のほかに、やはり前年比の情報もとても重要ですので、今後御検討いただく中では、優先順位は低い方になってしまうかもしれませんが、是非雇用者指数についても、前年比がユーザーにとってより使いやすいような系列というの、是非御検討いただければなと思ひます。

特に今後、ベンチマーク修正が頻繁に行われる可能性もございますので、そういうときのためにあっち行ったりこっち行ったりというのも大変ですので、前年比ができるだけゆがまない形の系列というか、計算の仕方というの、是非御検討いただければなと思ひ次第であります。以上です。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） ありがとうございます。今の御意見を踏まえた上で、今後少し考えさせていただければと思ひます。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

それでは、前半部分に関して取りまとめたいと思ひます。分析を進めまして御報告をいただきました厚生労働省にはありがとうございますと申し上げたいと思ひます。本日の報告で、毎月勤労統計について、多くの知見がもたらされたと思ひます。

続きまして、3月11日の統計委員会担当室経由で要望しました「統計委員会の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望」に対する回答をお願ひしたいと思ひます。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） では、続きまして資料6-2でございます。前回の統計委員会のときに回答させていただいた部分、大変不十分なものであったという御指摘をいただきましたことも踏まえつつ、今回、

幾つかの事実確認を行った上で、更なる情報について御報告させていただければと思っております。

まず、東京都の500人以上部分の復元について、(1)のところで総論以下、①からの部分について回答させていただいています。

まず、実際の今回の件に向けての「毎月勤労統計等に関する特別監察委員会」での報告につきましては、資料の回答に書かせていただいているとおりでございます。事実関係と関係職員の動機、目的、認識等、さらに責任の所在の解明の観点等から検証を行ったというものでございまして、これにつきましては、平成31年1月22日と2月27日の2つの報告書で報告させていただいているものでございますけれども、中身につきましては平成16年から29年までの間、東京都の500人以上規模について、計画において全数調査としていたものを、適切な手続きを踏むことなく抽出調査とした上で、適切な復元・推計のためのシステム改修も行っていなかったという報告がされています。また、適切な手続きを踏むことがなかった中、担当課のみの判断で変更したところが不適切な対応であったと言わざるを得ないと考えております。また、具体的なシステム改修においても、担当の係、企画とシステム担当について、しっかり書類での依頼がなかったり、あるいは課長や課長補佐が関与しなかったということで、適切な復元処理をしていなかったということで、体制の不備等もあったと、この辺も我々として真摯に受けとめないといけないと考えております。

やはり推計自身はしっかり標本の無作為性を確保した上で、標本理論に基づいて適切に復元することが大事とは考えておりますので、その辺り、実際には御指摘のありましたような無解答とか標本の磨耗とかも生じるわけでございますけれども、回収率向上等によって、そういう非標本誤差を抑えるとともに、落ちた分についての追加指定等もやっておりますので、そういうことも含めて標本の大きさの確保に努めていきたいと考えております。

具体的な計算式は、これまでお示ししてきた毎月勤労統計調査で実施していること、現時点での紹介になりますけれども、やり方について、ローテーション・サンプリング以降につきましては、ローテーション・サンプリングによりまして、毎年入れ替わる中で抽出率逆数、抽出率が変わってくるということも踏まえた上での算定方法での式をそこに示させていただいておりますので、これに基づいて現在実施している適正な復元処理ということも含めてやっている式をお示ししているのが、まず総論でございます。

その上で、4ページのところが②となりますけれども、これについては平成16年1月の抽出調査の切り替えに先立って、そういう検討が行われていたのかどうかにつきましては、現時点において、16年以前の部分については、大変恐縮でございますけれども、記録等が確認されておられません。ただ、現時点においては、その下にありますような形で抽出率逆数を計算して、そこには目標精度、あるいは変動係数というのも加味した上での抽出率逆数の設定、そしてそれに基づく系統抽出というのをやっているというのが現状でございます。

次の5ページの各論につきましては、平成16年以降の部分での標本誤差の計算等についての御質問でございますので、それについてのものにつきましては、東京都での計算ではないのですけれども、第一種事業所についての標準誤差については、産業規模別に毎年7月の

調査において「きまって支給する給与」について、以下の①、②で算出していまして、これの具体的な表自身が、今回お示しさせていただきます6ページのところでございます。

これが現在の産業規模別の標準誤差率でございます。なおこれは、毎年7月分の結果の中で算定して、年報で従来から出させていただいているものですが、ただしそこは、規模30人以上、一番左側の数字と右側の2つ、100～999人、あるいは30～99人の3つの列について公表しているものですが、1,000人以上、あるいは500～999人というところはお示ししていなかったものでございますので、今回資料としてそこも含めお示しさせていただきます。一定程度誤差というのが発生しているところは見ていただけるかと思えますけれども、ただ、この部分について、全く計算することなくやっていたというのではなくて、実際の30人以上規模の計の計算をするに際して、この1,000人以上、あるいは500～999人の部分を含めて計算しているというものを示させていただきます。

これは結果の方でございますけれども、実際に抽出率を決めるときに計算はどういうふうにできているかで、今回情報提供させていただきますのが7ページのところでございます。全数入替えを、平成16年当時の資料ではないのですが、同じような形で全数入替えをやっていた最新のもので、平成27年1月の標本設計時での抽出率を出す際の計算途上の標準誤差率でございます。

これを御覧いただきまして、東京都についても全数でやっていたら当然ゼロになって、全国もゼロになるわけで、網かけの部分は抽出率1、つまり全数でやっているところですので、誤差率はゼロとなりますけれども、一定の抽出をやっているところは、当然東京都での誤差が出て、それが全国計において誤差が出てくるという形になります。

これを御覧いただきますと、一応産業大分類で計画上、目標精度として2%以下、それから中分類ですと3%と抑える形にしておりますけれども、御覧いただきますと、ややそれを超えています。できるだけそのレベルで抑えるよう、東京都の誤差を一定程度抑えることによって、全国を最終的に抑えるように計算するわけですが、結論的には、全体の標本数の制約等にかかって高くなっているところなんです。具体的に言いますと、真ん中辺より少し下の、アルファベットでいうとGの情報通信業とか、あるいはその2つ下の卸売とかでは、全国でも3.1、あるいは卸売業ですと2.7という少し高めのものでできていると。その上での今、抽出になっているところが、これで見るとれるデータとしてお示しさせていただきます。

続きまして、④のところ、無回答や標本の磨耗等に伴う非標本誤差の影響についての分析・評価を行ったことがありますか、という点ですが、東京都の500人以上、今回の抽出に当たっての分析の記録というのは確認されていませんけれども、全国に関わるものとして今回御紹介させていただきます。ただ、これは過去のもので、既に御承知おきの方も多いかと思えますけれども、1つが、平成27年に厚生労働省で実施しました「毎月勤労統計調査の改善に関する検討会」の分析でございます。これにつきましては、一定程度調査票を出していただいた後、脱落してしまった事業所についての分析でございます。その評価も含めて記載しております。そのデータ自身は参考1として12ページ、13ページに出しておりますけれども、一定程度固定することによって、そのバイアス

がある程度存在しますが、それほど影響を与えるとは考えにくいというのが、この当時の分析の結果であったところを御紹介させていただきたいと思います。

あと、参考2、14ページは、次の月に未提出になる事業所、あるいは前月末提出だったけど、その後出してきたところについての賃金水準を継続しているところに比べたもので、これについても、やはり休止・脱落、再開・新規というところについて、継続に比べて一定程度低いという結果が、このデータで見てとれるわけですが、これについても、入りくりがあるので、そこの部分の影響というのを、少し打ち消しているのではないかなという結論を検討結果、15ページのところで出しております。ただ、これから見てとれるのは、継続に比べて落ちていく事業所、あと復帰するにしても、やはり不安定な事業所というのは低いというのが今の判断としては見られるところです。

その上で、次、参考4のところになりますけれども、これは統計委員会の基本計画部会で分析したもので、脱落事業所の状況になりますけれども、端的なのは17ページのところにございます。下のグラフですが、37か月連続で集計された事業所の賃金の平均というのが、全体の平均に比べて高い。37か月というのは、3年間フルに出していた事業所になりますけれども、そういう事業所がやはり一定程度高いという数字が出ておまして、それについて18ページのところで、提出率が下がる中で、37か月連続して集計される事業所の占める割合が高くなってくると、当然こうした事業所は賃金が高いので、一番下の結論として、提出率の低下が賃金を上方に偏らせる可能性があるという結論を出していただいております。厚生労働省としてその辺の結果を踏まえて、この点は、やはり回収率は大事だということで、回収率の向上のための予算措置をして取り組んだというのが平成29年からやっているというところを、8ページの回答の下の5行のところで書かせていただいております。

なお、この(1)の最後、19ページになりますけれども、⑤のところのございます。こちらについては、非標本誤差の影響が東京都で抽出調査を導入することに影響があったかどうかということの御質問でございます。これにつきましては、特別監察委員会におきましては、その19ページの回答のところにあります3つのボツ、1つには、東京都に大規模事業所が集中して数も増加しているという中で、全数調査にしないで、適当な復元方法がされれば精度が確保できるのではないかと当時は考えていたということ。あるいは、調査事業所の総数を一定にせざるを得ないという中で、中規模事業所の精度を向上させるために、その部分の抽出率を高めるために、大企業の部分を抽出に変更した等の部分が挙げられている。実際その下の参考の表を見ていただきますと、11年から13年に、1割以上増えているという状況が、動機ではないかということでございます。

回収の状況につきましては、次の20ページのところを見ていただければと思いますけれども、平成8年からの、これは東京都のデータはないのですが、全国で見た限り、平成16年に導入される以前の平成14、15年辺りを見ますと、少し上下はありますが、比較的横ばい的な感じということがあり、回収率自身が東京都の導入に影響があったということは、こういうデータの上では確認されていないという御報告とさせていただきたいと思っております。以上が(1)の関連でございます。

21ページからは、前回御報告できておりませんでした、(2)の不適切処理の経緯を整理させていただいたものでございます。不適切処理がどういう形で始まり、継続されたのかという部分です。

これにつきましては、回答の前半部分につきましては、先ほどの(1)のときに御報告させていただいた体制の不備等について記載しています。真ん中からの部分がここについて記載しているところですが、不適切処理を始めたものにつきまして、その背景としては、報告書の整理といたしましては、先ほど整理いたしました、東京都で、大規模事業所が増えてきているという背景があったわけですが、そういう中で、抽出調査にしても可能ではないかと判断したのがございます。ただ、その辺について適切な復元処理がなされていなかったのを認識していた者もいるのですけれども、必要な対応をしていなかったところが大きな問題であるということです。また、当時の雇用・賃金福祉統計室長に確認したところ、平成30年1月での復元を行った件につきましては、ローテーション・サンプリングを入れるに当たって、正確な統計を公表・提供するために行ったという話をしているわけですが、ただそれについての対外的な説明をしていなかったという事実が、やはり大きな問題だと思っております。その辺りにつきまして、22ページになりますけれども、追加報告書において、担当者に規範意識の欠如、あるいは事の重大性に対する認識の甘さがあったことは否定できない、公的な情報基盤としての基幹統計の重要性をおよそ認識していないとして厳しく批判されるべきもの、とされているところです。

この辺り、導入に当たっての変更手続きが不適切であったことに加えて、これらの変更の際に調査計画の変更や公表等を行わなかったことについては、統計調査方法の開示の重要性の認識が欠如していたものであり、不適切な対応であったと考えているものでございます。

実際、ではどういう計算であったかという、従来の公表値の計算方法を式で記載しております。この式のポイントは、各産業規模別に各種平均値を推計しているというのが①でございますけれども、ここでこの式の中に抽出倍率というもの、抽出率逆数というものが入ってきていないところが1つポイントでございます。これはセルごとに抽出率が全て同じという前提でこの式が組み立てられているところによるものでございます。ですので、同じでありますと、分母と分子で打ち消し合う形になって、そこは入れなくてもできるわけですが、実際こういう式で計算しているにもかかわらず、500人以上全数であるところ、東京都だけ抽出にしてしまったということで、この式が適正なものでなくなるということになりますので、その認識が欠けていた。そこについてのシステム改修ができていなかったというのが、今回東京都の復元できていなかったことの根本的なところでございます。

ですので、そういうことを踏まえて、次の23ページの②のところを御覧いただければと思うのですが、当時の雇用・賃金福祉統計室長がどのような計算をしたのか、どのような試算をしたのかでございまして。この試算について、正式なそのときの記録では確認されていないのですけれども、当時の室長に確認したところ、その考え方というのは、集計時点における計算をする、まず下の試算式を御覧いただければと思いますけれども、こ

ここでdという抽出率逆数が出てきます。ですので、違う逆数が入ったものが500人以上のところ、東京都と東京以外で入ってきますので、そこをきちんと入れるという形でdを入れたわけです。ただそこにやったものが文章の3行目から記載しておりますけれども、集計時点における従来の公表値を用いた母集団労働者数を用いて計算したものですので、実はそれを遡ってやっていないというところがポイントになります。これは次のページに出てきます。

そういう条件の下で計算すると0.2%であり、これも判断として適正ではないと思えますけれども、標準誤差の大きさと比べれば、当時の室長は「大きいものではない」という判断をしたということです。

では実際、それでどういう違いが出ているかというところが次の24ページの③の各論のところでございまして、この評価というのは過小評価ではないかと。その理由は何かですけれども、その部分につきまして、これも当時の室長に確認したところ、過去の復元処理による500人以上の常用労働者数の増加を通じた間接的影響という部分に思いが至っていなかった、その部分が欠けていたということです。具体的には、下の方で見ていただきたいと思えます。大変小さい字で恐縮でございますが、今公表しています再集計値における部分で、文字の説明の下で2つでございますけれども、rとEというところの推計比率、あるいは母集団労働者数というのは、当然ですけれども、過去にさかのぼってそこを修正していくわけです。当時の室長が試算した試算式は下のような表で、ほぼ同じ式にはなっているのですけれども、rとEにダッシュをつけております。

これは何かといえますと、解説のところ、rのところに記載してありますが、当時の従来の集計値から作成した産業i、規模jの推計比率で、その時点のみで行ったものです。Eについても、ダッシュという形で、当時の従来の集計値におけるもので行ったので、そこで試算値と正確に計算したものと差が出て、それが過小評価になったものと、我々としては分析しております。

ですので、次の25ページになりますけれども、④の御質問で、2つの要因という御指摘いただいております。復元処理の影響というのが直接的な影響、復元していなかったことでの直接的な影響というものの1)と、それから、2)の過去の復元処理による間接的影響(ウェイト変更の影響の要因)の2つに分解できるけれども、それについてどう認識していたのかになります。下の回答部分でございますけれども、先ほど申し上げましたように、2)の方については、当時の室長は「思いが至っていなかった」として、単月の集計方法の変更の影響を試算するもので、2)の間接的影響が含まれていない分析になっていたもので、結論としましては、不十分な情報から判断し、それが過小評価につながったものであることが分かったという御報告させていただくものでございます。下の2つの表は前のページと同じですので、省略させていただきます。

以上が、今回の2)の試算に関わる部分でございます。

最後、(3)の再発防止につきましては、大変恐縮ですけれども、27ページの回答は、基本的に前回回答させていただいたものとほぼ同じものとなっております。特別監察委員会の追加報告における再発防止策というもので、統計委員会で政府全体での取組が検討され

ていることも踏まえて、厚生労働省内で取り組むことができる一案として提案されたものであり、具体的には、①幹部職員を含めた統計の基礎知識の習得や意識改革の徹底、②ガバナンスの強化を目的とした管理職を含めた研修の強化、などの8項目を提案いただいております。これにつきまして、先般御報告させていただいているとおり、まずは追加報告書への対応として、①統計に関する認識、リテラシーの向上、②統計業務の改善、③組織の改革とガバナンスの強化という3点を柱とした改革案の具体化による再発防止について取り組みたいとして、現在検討を進めているところです。

今般、統計委員会から御指摘いただいた内容は、今後の統計の在り方を検討していくに当たって大変重要な御指摘だと受けとめており、また今後、総務省の統計委員会点検検証部会における政府全体の統計改革の議論とも整合をとりながら、厚生労働省としてしっかり検討を進めてまいりたいと考えておりますので、(3)については、現時点でこのように御報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。3番目はゼロですので要らないと思っておりますけれども、最初の1と2について。北村委員、どうぞ。

○北村委員 最初の方のことなのですが、1番目のところですね。特別監察委員会の報告書は、当然統計の技術的な話について議論されたわけではないので、そこで統計のお話をされていないことを強く言う意図ではなかったのですが、その中に抽出バイアスの逆数を掛ければ復元できて問題なかったというような記述があり、あまり安易にそういうふう書かれると、ほかの非標本誤差とかいろいろなアトリション（摩耗）とかあるので、そういうのも考えて戻さないと本当はだめだったのではないかとということを見書として最初の方に記載したつもりなのですが、今のお答えですと、そういうことについていろいろ検討しましたが、総体ですとそういう問題は少ないので、無視していいのだという判断を厚生労働省でされたということなのではないでしょうか。それとも、今いろいろな非標本バイアスについて認識したので、今後そういうことについても検討していきたいということなのか、その辺お答えください。

○西村委員長 どうぞ。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） ありがとうございます。その点につきまして、まず過去のことの評価といいますか、今回平成16年から起きた不適切なことについては、当時のやった人には、まずは手続も不適切でしたけれども、標本調査をきちんとやれば何とかできるのではないかと考えていた事実関係は確認されていて、それについて、決して適切じゃなかったと、それは良くないことであったという特別監察委員会の報告だと思っております。じゃあそのときにどこまで、どうすればよかったというよりは、どちらかというところと今後についての部分は、特別監察委員会についてはそこまでの過去の評価、あるいは裁定という意味合いであるのかなという認識であります。ただ、そこは実際、そのことによって何が起きているかという分析をするのは、今の我々の考え方であるべきだと思っております。

そういう意味では、今日資料の6-1で説明させていただきました部分の分析は、それ

に対する1つの我々、今やるべきことであつたのではないかという認識をしております、端的に申し上げますと、500人以上の部分について、統計の非常に表面的な理屈で言えば、一定程度の誤差を許容すれば、全数調査から抽出調査に移行するというのは、多分理論としてはあり得るといふ表面的な判断はあるかと思うのです。ただ現実はどうであるかという分析をすることが、やはり我々統計実務者として必要なことであり、今回、分析させていただいた部分によりますと、やはり特に500人以上とか、あるいはもっといくと1,000人以上とかという非常に少ないサンプルのところは、単純に抽出にしたら一定の誤差で抑えられるというよりは、出すか出さないか、特に回収できるかどうかということで、大きな結果の影響があり、それは長期的に見れば、もしかしたらある程度条件が打ち消されるのかもしれませんが、統計を使う方や我々公表する立場としては、今月どの程度振られてしまうかは非常に大きな話ですので、やはりそこも含めて、抽出ができるものなのかどうなのか、全数調査がやはり意味があるのではないかという判断の上でやらないといけないのではないかという思いを新たにいたしましたし、特に5～29人のように、大変標本が多いところについては、標本調査の一定の有効性は担保されていると思いますけれども、数の少ない大企業、しかも1社が出すか出さないかで影響が大きいところについては、やはりそういうことも判断した上での抽出なら抽出、全数なら全数でしっかりやることを考えないといけないと思います。

特別監察委員会はそういうところまでは対象としていないというのが我々の認識ですが、ただ、特別監察委員会の報告プラスこちらの統計委員会での御指摘を踏まえて、今後はそういうところも認識して全数調査をきっちり実施していくというのが、今の我々のこれらを踏まえた結論と、今の我々の考えるべきことだと認識しております。

○西村委員長 よろしいでしょうか。

○北村委員 今おっしゃったような考え方で対応していただければそれでいいと思いますけれども、東京都の全数の話は、非常に複雑な問題もあると思いますし、我々統計学の人間が分かっているのは、例えば売上とか従業員とか、そういう絶対数の規模については、大きなところは外してはならないというのはあるのですけれども、賃金や平均労働コストについてはどうかという議論は、まだ良くされていないと思うので、そこは抽出なのか全数なのかも含めて、検討をきちんとしていただきたい。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） ありがとうございます。まず今回、やはり影響とかもありますので、全数調査での実施をまずは注力していきたいと思いますが、ただ、もう少し長い目を見た場合、正しい形に戻した上で、やはり統計を実施する者としては、一定のコストなりも考えていかないといけないと思いますし、今御指摘ありましたように、まず賃金の動向なり水準を見る、我々の毎月勤労統計調査としてその部分をどう考えていくかというところは、皆様方の御知見も伺いつつ、しっかり検討させていただければと思います。

○西村委員長 少し補足すれば、簡単に言えば500人以上と分けているところですが、1,000人以上と501～999人のところでは、やはり大きな差がある可能性もあるので、そういうのも含めてこれから検討していくということだと思います。ものすごくヘテロロジーニア

ス（異質）なところというのは、全部調査しないとどうしようもないという原則がありますから。やはり原則というか、抽出の規則というものはきちっと考えてやっていただきたい。

特別監察委員会の報告は、部分的に切り取った話だと今の話では理解しました。これからどうすべきかに関して言うならば、（厚生労働省の現在のスタンスは）統計委員会の基本的な考え方と、基本的に一致していると理解したいと思います。

よろしいでしょうか。川崎委員。では、野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 少し違う話になって申し訳ないのですが、先ほどの1,000人以上のところですけども、賃金の方ではなくて常用雇用者数の、特にパートタイムの方の数字を見ようと思って、直近の平成31年1月の数字を見ましたところ、かなり不思議な動きをしております。後ろの方の原票で、職業別の1,000人以上のパートタイム数を見ましたら、かなり公表とリアル継続サンプルで違いがあります。ここは1,000人以上ですので、いわゆるサンプル入替えのようなことは、少なくとも平成31年1月にはなかったはずだと思ったのですが、先ほどの御説明で、275事業所ほど実は、500名以上事業所の調査対象が変わっていたということで、その可能性もあろうかと思うのですけれども、賃金とは別に常用雇用者数の方も1,000人以上のところをチェックしていただけたらなと思います。

私どもで見られるのは、せいぜい産業別しかございませんので、産業別で見てまいりますと、情報通信業と金融保険業と、それから宿泊、飲食業もパートタイマーかつ1,000人以上のところ、平成31年1月で公表値と継続サンプルで大きくかい離しております。とりわけ分類Mの宿泊業、飲食業につきましては、公表値では47,830人になっているのですけれども、継続サンプルで2,029人ということで24倍のかい離があります。先ほど275の企業がこの分類に集中していることもあるかと思ひ、もう少し詳細に見たかったのですけれども、ここから先は調査票の個票を見ないと分かりません。我々では手が届かなかったので、今、大企業、特に1,000人以上の事業者の話が出ましたので、どういう構造になっているか。多分、宿泊、飲食業の1,000人以上事業所はそれほどたくさんないと思うので、御提案ですけれども、調査票の個票ベースで見ていただけたら、我々も教えてほしいなと思います。

○西村委員長 どうぞ。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 御意見ありがとうございます。先ほど北村委員からもお話がありましたように、賃金の場合ですと平均されてしまうので、比較的そこは安定して見られる部分があるかどうかと、ウエイトかけてある程度安定的に見られるかと思ひますけれども、多分雇用者数の話になると、おっしゃるとおり1,000人以上のところが出る出ないの部分が、何らかの形でイレギュラーな動きをする可能性は十分ありますので、今御指摘いただいた部分について分析した上で、改めて御報告させていただければと思います。

○西村委員長 今の点は、1,000人という分け方がいいかどうかという、これもまた大きな問題がありますので、どの辺で分けるのがいいかも含めて、それは多分、賃金のとくと雇用的人数とでは多分違いが出てくると思ひますので、考えていただきたい。

1つ重要な点は、先ほど個票データとありましたが、個別性がものすごく大きい部分に

なると、このときにはやはり個別の産業、個別の事業所、の性格も、特に大きな規模のものについては把握しておく必要があるということに、多分なると思うのですね。だから、そういう意味で、今までの厚生労働省で見ているらっしゃったものを、ある意味超えるような、グラニューラ（個別）なところまで見ていかないと、なかなかいいというか、安定したきちんとしたデータを作り出すということが非常に難しくなっているということだと思いますので、その点についてはこれから考えていただきたいと思います。我々も一緒に考えることになると思いますが、それはよろしくお願ひしたいと思います。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 ありがとうございます。いろいろ詳しい分析を出していただいてありがとうございました。大変参考になったと思います。

その上で、先ほどの野呂委員の御指摘、御提案に上乘せで申すのですが、先ほどの500人以上、1,000人以上の東京都の部分というのは、3分の1の抽出に現時点でまだなっているということですよ。そうすると、今のような分析をするときに、実は母集団が見えていないと、かなり数が少ないところではあるけれども、3分の1がどういう位置になっているかが非常に見えないのです。私もそこで上乘せの提案なのですが、母集団情報データベースというのが現在使えるようになっているわけですね。その中には、確か過去のデータまで含めて、例えば平成28年経済センサスとかそういうデータも入っているはずなので、抽出された3分の1と500人以上の東京都ですね、その部分の3分の1と、その母集団部分である東京都の500人以上の全数の情報はあるわけですので、その対比を是非していただいたらいいのではないかと思います。

それは多分、厚生労働省の今、標本ベースのデータだけで足りないと思うので、母集団情報データベース持っている総務省統計局の協力を求めて、一体これはどれだけかい離があるのか、母集団と比べて。これは少し古い、平成28年に存続している事業所になると思いますけれども、その時点でのデータでいいですから、対比して見た方が、問題の所在が良く分かるのではないかと思いますので、是非それをやってみていただくことを私はお勧めしたいと思います。それが1点です。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） ありがとうございます。今の委員のお話は、もちろん抽出されているところとされなかったところの比較になりますけれども、1つには、今度東京都について全数でやった場合には、その両方について毎月勤労統計調査の数値が出てきますので、そういう分析で見られるのかなと、思っております。

委員のおっしゃったのは、経済センサス上の数字とかで比較という意味でおっしゃったということでしょうか。

○川崎委員 今申し上げたかったのは、1つは6月以降になれば全部が調査できるので、そうやって分析されるというのならそれはそれでいいと思います。そちらに任せ方がいいのかもしれませんが、ただ、今の時点でやろうと思ったら、その情報がないので、一番あり得るデータとしては、データベース上のおそらく給与のデータまでであるといったら、経済センサス-活動調査までさかのぼるでしょうから、それを現時点で利用可能なデータと

して使われたらどうか、ということです。ですから、もし6月分の結果で、そういう抽出3分の1と、それから全数とでの比較ができるのであれば、それが速やかに出るのであれば、二度手間になっても仕方ないですから、先ほどのやらなくてもいいのかもしれませんが、もし先ほど申したのが割と速やかにできるのであれば、今の時点でのかい離を把握するという意味では、データベースを使ってやるというのもありかなと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） データベース上でどれぐらいのデータがとれるのか、それが例えば比較に耐え得るものになるのかどうか、そこも含めて見てみないと分からないかと思えます。いただいた御意見も踏まえつつ、6月以降はその辺は見えてくるのかなと思っていますので、その部分も、委員の御意見も踏まえた上で、どう見ていくか考えてさせていただければと思います。

○川崎委員 分かりました。よろしくお願ひします。もう少し申し上げますと、平成28年経済センサスを使うという趣旨は、当然毎月勤労統計調査とは違う数字が出るはずだと思うのですが、要は母集団の中での標本がどういう位置にあるかがおそらく相対的に見えるだろうから、そういう意味でそちらを御覧になったらどうかと申し上げたかったので、検討していただければ、おそらく何らかの方向が見えてくると思えますので、それで結構だと思います。

○西村委員長 今の点は、実はそれを超えた重要な点がありまして、今はサンプルの話になっていますけれども、非標本誤差の回答拒否といったものの影響を見るためには、実は母集団データベースまで戻って、企業の性格なり何なりを見る必要があるのですよね。だから、そういう意味でもやはり今の考え方というのは重要になりますので、それはお願いしたいと思いますし、総務省側でも協力していただきたいので、それは総務省側でどなたか発言いただけますか。

○佐伯総務省統計局統計調査部長 喜んで協力させていただきます。

○西村委員長 分かりました。今、力強いコメントが出ました。こういうコラボレーションものすごく大事なのですね。やはり府省を超えたデータの共通した分析などをしていくのはこれから非常に重要になると思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、川崎委員。

○川崎委員 もう1点、今のことに少し関連して、全体的なことでのお願ひが1点あります。それは何かというと、先ほどの前半の御説明の関連で、これからいろいろ分かりやすい情報提供をお願ひしたいというお話がありましたら、それをもう少しだけ具体的に申し上げてみたいと思うのです。

というのは、今回ローテーション・サンプリングの導入、そして今がちょうど過渡期だからということで、非常にどういう設計になっているのかが分かりにくくなっております。調査のサイトを確認しますと、これまで提供された詳しい資料もあるのですが、そこでまだ残念ながら足りないと思うのが、フレーム作成の時点が書かれていないのですね。例えば、現在の時点では、多分4年継続の標本があるのだと思うのですが、それがいつの時点の母集団情報で抽出されたのかというのが、よくよく読むと多分あの時点の経済センサスであろうとか分かるのですが、ものすごく想像するしかないのです。その後、今度は部分

入替えをやっていくと、毎年の年次フレーム更新ということで、そこからの抽出をやっていくのですが、それが何年の時点での情報による年次フレームなのかが、実はすごく詳しい人にしか分からない情報になっているのです。

ですから、是非その辺を記載していただきたい。そうすると、今の非標本誤差の問題、フレームの時点から現時点までのアトリションの問題だと思っていまして、定量的には分からないのですが、定性的にはその情報があると分かってくるので、そういった今回のこのサブサンプルは、いつ時点の母集団情報から抜きましたとかいう情報も付随的に公表していただくと、より理解しやすくなると思いますので、是非その辺を丁寧に提供をお願いしたいと思います。

それからもう1点は、実はここら辺のローテーションの情報に書かれていないのですが、確か毎年標本を追加しているといつも説明を受けているのですが、それが一体どれぐらいの規模があるのかが全く分からないのですね。ですから、その辺りの情報をもう少し丁寧にに入れていただくと、今回の、実は案外バイアスは少ないのですということなのかもしれないし、多いかもしれないので、それが分からないので、そういう情報も少し母集団のところからどう抽出しているかという情報を丁寧に記述していただくようお願いしたいと思います。以上です。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 御指摘ありがとうございます。今の御意見、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○西村委員長 西郷委員。

○西郷委員 詳しい御説明ありがとうございます。資料6-1と6-2で伺った話で、前々から疑問に思っていたことのかなりの部分が解消できたと思います。私は厚生労働省へというよりは、総務省統計局へのお願いになると思うのですがけれども、今、川崎委員がいみじくもおっしゃったように、名簿というのはすごく重要なのだということが、今回の御報告でも再確認されたのだと思います。つまり、アトリションがこれだけ早く、かつかなり大きな影響を及ぼしているとなると、名簿の更新をきちんとしておかないと、たとえ全数調査をやったとしてもだめだということが今回の御報告でかなりはっきりと示されたと思うのですね。ですので、多分そういうふうには思っていない、そういう誤解はないとは思いますがけれども、表面上だけ見ていると、全数調査さえすれば全てが解決できるのだという感じに聞こえてしまいがちなのですけれども、全数調査が全数調査としての本領を發揮できるためには、今、川崎委員がおっしゃった名簿がすごく重要で、どの時点で名簿が作られているのかというだけではなくて、きちんと名簿が名簿として完全に機能するような条件が成り立っているのので、それに向けて事業所母集団データベースはローリング調査とかも入って、あるべき方向に向かっているとは思いますが、それが本当に今後、すごく重要な作業になってくるのだということを確認させていただければと思います。

○西村委員長 はい、分かりました。それは我々の基本的な態度ということで承りまして、非常に重要な点だと思っております。

それでは、ほかにございますか。どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 非常に技術的な質問で申し訳ないのですが、資料6-2の6ページ目と7ページ目に、産業別、規模別標準誤差率と、平成27年標本設計時での標準誤差率の数字が掲載されているのですが、確認なのですが、これはいわゆる従来公表値ベースのものですか。つまり、東京都が正しく復元処理されず、再集計値のようにウェイトが変更される前のベースで計算したものであるということによろしいのでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） そのとおりでございます。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 となりますと、東京都が正しく復元した再集計値ベースですと、多分標準誤差率はかなり違った数字になる。正に先ほど正しくない情報で誤った判断をしていたという1つの事例になっているのかなと思います。多分情報提供という観点からすると、今実際は再集計値で皆様見ているわけですから、実際、再集計値を見て、どれが標準誤差があるかを改めて計算することが、今後の標本設計のために必要だと思いますので、その辺お時間あるときに御検討いただければと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） ありがとうございます。正に例えば、7ページなりのものにつきましては、当時の設計から出しておりますので、どうしても従来の公表値になっておりますので、今の部分も含めて検討させていただければと思います。

○西村委員長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

それでは、前半部分と後半部分が今、錯綜しましたので、それを併せて取りまとめたいと思います。

まず、平成31年1月のサンプル入替えに伴う断層の分析ですが、過去に御報告をいただきました内容と比べて、非常に充実した内容であり、興味深いと思います。サンプル入替えの断層には、500人以上の大規模事業所の断層の寄与がかなり大きいことが明らかになりました。その上、産業別では、情報通信業、卸小売業、宿泊・飲食サービスなどの寄与が大きいことが分かりました。これらは、東京都において抽出調査となっているものです。その中でも情報通信業は、東京都が占めるシェアが高い大都市型産業でありますので、断層に与える影響が特に大きくなっているものと推察します。

こうした産業の断層解消には、先ほど御説明がありましたように、本年6月を予定している東京都の全数調査への移行が、精度向上に大きな効果を発揮するということは期待できると思います。具体的には、今回起こったようなプラスからマイナスへと景気の現状に対する見方が大きく変わるようなデータのリバイスはなくなることを期待したいと思っています。また、本日の分析結果は、東京都のシェアが高い非製造業の大企業に対する全数調査の必要性を再認識されるものだと思います。この点は、最後に御報告いただきました「情報提供への要望への回答」における標準誤差率の計算結果でも、大規模事業所の標準誤差率、特に情報通信業の誤差率が大きいことから裏付けられています。これは先ほど申し上げた問題のある数字ではありますが、1つの形の数字としてあります。

こうした定量的なデータを用いて、しっかりと標本設計を行い、統計調査の精度確保を図ることが極めて重要であることが確認された点でも意義深いと思います。さらにつけ加

えますと、やはり実際にデータを作るときには、個別の情報は極めて重要になりますが、個別の情報については、統計というよりは統計を超えたものにはなりますが、実際のそれぞれの地域経済の中でのそれぞれの個社の情報が結構重要になりますので、それに対してのセンシティブティー（感度）といいますか、そういうものを持つことは極めて重要になると思いますので、お願いしたいと思います。

その中では、先ほど言いましたデータベースをきちんと把握して、どのデータベースをどう使っているのかを明確にすること。それから、データベースを作る人との間の連携というのも、フィードバックが実は重要になりますので、それを考えていく必要があるのだと思っています。

厚生労働省においては、分析結果を単に報告・公表するだけではなくて、分析結果を踏まえて、毎月勤労統計調査の調査設計を見直していくことで、毎月勤労統計調査の精度を改善していく、P D C Aサイクルを確立していくことが大事だと思います。それから、本日明らかになった知見を対外的に分かりやすく説明することで、毎月勤労統計調査の精度改善、ひいては統計への信頼回復につなげていくようにお願いしたいと思います。

それからもう1点は、サンプルをとるとらないで大きな差が出るということは、逆に言えば非標本誤差で起こり得るような回答拒否とかそういったような問題をできるだけ避けることが極めて重要になります。そういうところで、実は個社の情報というのは、事業所の情報というのは非常に重要になりますから、そういったことで実際にそれぞれの報告者にも、実は非常に重要な社会的な責任があるということを十分に理解していただいて、そして協力していただくようにしなければいけないと思いますので、その点についてもよろしくお願いします。

それから、最後に御報告いただきました「統計委員会の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望」では、当初の経緯を含めて、かなり正直にお答えいただいたと思います。私としては、幾つかの教訓があるのではないかと感じております。

1つは、統計見直しの影響度を正しく見積もることが極めて重要であるということです。今回の不適切な対応は、全く許容されるものではありませんが、厚生労働省は、今回の不適切な処理において、その影響度を正しく見積もることができず、その結果として、インパクトを過小に見積もり、対応が遅れる原因の1つになったようにうかがわれます。厚生労働省は、「誤った情報」により「誤った判断」をしていたという事実を重く受けとめて、今後は「正しい影響度の見積もり」の下で「正しい判断」をしていく必要があると思います。

それからもう一つは、それなりの定量分析がなされている分野においても、定量分析の結果が統計の精度向上に十分に反映されていない可能性が若干あるように思われます。例えば、産業別の標本誤差の分析結果は、産業ごとの抽出率の設定など最適な調査設計にしっかりと反映されているとは若干言えないように思います。正しい分析をすることが重要ですが、次は得られた分析を踏まえて、調査設計の見直しを行う。それから、調査設計の基本的な考え方、それから調査設計の具体的な実行、それについてきちんと考えることが、今後の精度向上については肝要であると考えます。

本日は、今後の再発防止策については、まだまとまっていないということで、御報告はいただけませんでした。これが宿題として残っていますが、その際には、正しい定量的な分析を踏まえた統計改善のプロセスをしっかりと実現していく仕事の進め方をどのように確立していくかについても検討をお願いしたいと思います。

最後に、平成16年から23年の遡及推計については、次回の統計委員会での報告をよろしくお願いいたします。また、統計委員会担当室からも引き続き、追加の論点、整理や分析結果の提示をお願いしたいと思います。

それでは、次の議事に移りたいと思います。次の議事は、サービス分野の生産物分類(2019年設計)(案)についてです。総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○笠谷総務省政策統括官室(統計基準担当)付参事官 今般、案が取りまとめられました「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」につきましては、先ほどSNA部会の御報告でも触れられましたとおり、3月22日の第13回SUTタスクフォース会合において御報告したところでございますが、今回、統計委員会の場におきまして改めて御説明を申し上げます。

資料の構成につきましては、資料4という1枚紙と、その別添として、「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」という案本体がございます。さらにその後ろに参考1、参考2という参考資料がついております。

このサービス分野の生産物分類につきましては、統計改革推進会議最終取りまとめ及び第3期基本計画において、平成30年度末までにサービス分野について生産物分類を整備することとされたものであり、SUT体系の移行に向けた基盤整備として、生産物の整備を統一化するための生産物分類を提供することを目的として策定するものでございます。

検討の経緯でございますが、資料4の「1 概要」にありますとおり、宮川幸三教授を座長とする生産物分類策定研究会を平成29年5月から31年1月まで計20回開催して検討を行い、この度、案を取りまとめたものでございます。

具体的には、その次の「2 生産物分類策定研究会における検討内容」にありますとおり、まず(1)のところですが、基本的な考え方と分類原案の作成方法の検討を行った上で、(2)のとおり、12の産業大分類別に検討を進めたものでございます。

次のページに、分類案検討の流れというフロー図がございますが、海外の分類を参考に、企業アンケートやヒアリングの結果、既存統計における調査品目、関係府省庁等の意見を考慮して検討を行いました。

そして、最後に(3)のところでございますが、産業横断的な課題の検討や、全体調整などを経まして、最終案の取りまとめに至ったものでございます。

本分類につきましては、「3 サービス分野の生産物分類(2019年設定)(案)」のところにありますとおり、直ちに統計法に基づく統計基準とはせず、総務省政策統括官(統計基準担当)決定として、段階的に適用することを予定しております。

また、「4 今後の予定」にありますとおり、スケジュールにつきましては、本日の統計委員会における御報告を経て、4月末に決定・公表することを予定しております。

それでは、時間に限りがありますが、概略を説明していきたいと思います。まず構成で

すが、別添と付されている「サービス分野の生産物分類（2019年設定）」の本体がございません。この最初の3ページが本文でございまして、その後ろに別紙1の「暫定分類コードについて」というコード番号の説明がございまして、さらにその後ろに別紙2として、「サービス分野の生産物分類表」というものがございます。ここまでが政策統括官決定の対象文書でございます。

これに加えて、参考1、「サービス分野の生産物分類の利用上の留意点」、参考2、「分類項目名、説明及び内容例示」がございます。これらは本体の解説となる参考資料となります。

それでは、サービス分野の生産物分類の本文の冒頭に戻ってください。「1 目的」につきましては、先ほど冒頭に申し上げたとおりでございます。

「2 生産物の定義」ですが、生産物とは、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスであり、本分類における生産物には、有形財、無形財及びサービスが含まれます。一方で、土地及び金融資産・負債は含まれません。

「3 分類基準」ですが、本分類は、経済活動における生産の成果として産出される生産物について、主に生産物の用途又は生産物の質の違いに着目して分類することとしております。生産物の用途の違いとしては、具体的には事業者向け、一般消費者向けといった生産物の需要先の違いと、生産物の代替性に着目しております。また、これらに加え、国際比較可能性についても考慮しております。

次のページの(2)でございしますが、生産物の需要先に関連して、事業者向けの生産物と一般消費者向けの生産物を分類する際には、真ん中ら辺の囲みのア～エにありますとおり、生産物の用途、質が異なるかどうか、また、報告者における回答可能性が高いかどうかという2つの観点から、最も詳細な分類である詳細分類においてか、あるいはその直近上位である統合分類において分類することとしております。

「4 分類構成及び分類コード」ですが、本分類は、日本標準産業分類の大分類のうち、I卸売業、小売業を除くF電気・ガス・熱供給・水道業からRサービス業（他に分類されないもの）までの12大分類の生産の成果として産出された生産物を分類したものです。

分類の構成につきましては、当面の間、最も詳細な分類である詳細分類と、その直近上位の統合分類の2階層の分類といたします。内訳については、次のページの表のとおりでございますが、統合分類で計394、詳細分類で計782となります。

これら以外の生産物分類につきましては、2023年度末までに策定することとし、生産物分類全体の階層構造につきましても、このときに構築することとしております。

(2)で、暫定分類コードとありますが、これについては次のページの別紙1を御覧ください。暫定分類コードは、9桁ないしは10桁のコードでございまして、頭の4桁は当該生産物に対応する日本標準産業分類(J S I C)の分類符号に当てております。次の4桁、5桁目から8桁目は、統合分類及び詳細分類を細分するためのコードでございまして、9桁目は、需要先識別コードで、先ほど御説明いたしました需要先による区分と関連するコードでございまして、また、10桁目は後置符号でありまして、これは全ての生産物に付番されるものではありませんが、専ら費用積み上げにより生産額を測定する生産物にはCを、ま

た生産物に関連して把握が必要な収入項目にRを付番するというものでございます。これらについては、後ほど説明する参考1、利用上の留意点の中でも触れられております。

なお、この別紙1の最後の（注）にありますとおり、この需要先識別コードと後置符号は、今回の検討において暫定的に整理したものでございます。

本文に戻っていただきまして、本文の最後の方の「5 分類の適用方法」でございますが、本分類の適用に当たっては、統計の作成目的に応じて、分類表の一部の分類項目のみの使用、詳細分類の下への分類項目の設定、分類項目の集約又は分割を行うことができるとしております。

「6 サービス分野の生産物分類表」については別紙2のとおりということで、「サービス分野の生産物分類表（2019年設定）」という別紙2を御覧ください。

このように、暫定分類コードと分類項目名、そしてそれぞれの対応する日本標準産業分類（J S I C）の大分類が列記された表となっております。

以上が本体ですが、その解説の参考資料として、参考1及び参考2がございまして、参考1の「サービス分野の生産物分類の利用上の留意点」を御覧ください。これにつきましては、検討過程で論点となって考え方を整理したものなどをまとめたものでございます。

「1 共通事項」ですが、（1）では、国民経済計算との関係など、総括的なことが書かれております。（2）では、本分類を適用して生産額を測定する際の留意点や、先ほど暫定分類コードのところでお話ししました末尾にCを付すもの、Rを付すものについて説明をしております。（3）では、先ほど御説明した生産物の需要先による区分について、補足的な説明がなされております。（4）では、いわゆる受託サービスや下請取引についての注意点が述べられています。

「2 個別事項」ですが、（1）は知的財産関連生産物について、（2）は広告関連生産物について、（3）はリース・レンタルについて、（4）は結婚式や葬儀などの複数のサービスにまたがるようなパッケージサービスについて、（5）は本社サービスについて、（6）は預金サービス・貸付サービスについて、（7）は先ほど来述べております暫定分類コード末尾にRを付す生産物に関連して把握が必要な収入項目について、それぞれ解説をしております。

次の「3 分類項目名、説明及び内容例示」、「4 日本産業標準分類との対応関係」につきましては、参考2の「分類項目名、説明及び内容例示」を御覧ください。

この参考2、「分類項目名、説明及び内容例示」におきましては、本体の別紙2にありました生産物分類表に対しまして、説明・内容例示の欄が付加されていて、こちらで各分類項目に含まれる生産物の範囲の説明と、主な内容例示を記載しております。また、日本標準産業分類（J S I C）との対応を示す欄につきましては、大分類だけではなくて、こちらの表では小分類との対応を参考として示すようにしております。

説明については以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何か御質問等ございませんでしょうか。

いわばこれは「nuts and bolts」と「nitty - gritty」というそういう世界ですけれ

ども、非常に重要な世界で。実はこれで、分類によって世界が決まってしまうというところもありますので、極めて重要な観点であります。大部ですので、いきなりということもありますけれども、もし何かございましたら、また統計委員会担当室の方に御連絡をお願いしたいと思います。

それでは、今の段階で取りまとめたいと思います。サービス分野の生産物分類は、SUT体系への移行に向けた基盤整備として大変重要なものです。我が国におけるサービス分野の経済活動を初めて網羅的に検討し、体系化するという大変な作業であったと思います。生産物分類策定研究会における精力的な議論により、短い期間で良くおまとめいただいたと思っております。関係の委員方や各府省の皆様の御尽力には心から感謝を申し上げたいと思います。今後は、これを実際に適用しながら、さらに2023年度末までの財分野を含む生産物分類体系全体の策定に向けて検討を進めていく形になります。関係の皆様におかれましては、引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠（案）についてです。総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○植松総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 総務省から御説明させていただきます。お手元、資料5を御覧ください。こちらは基本構成の大枠、基本計画等で、平成30年度に取りまとめることになっておりまして、今回取りまとめさせていただいて、統計委員会に御報告させていただき、正式には、内閣府と産業連関表を作成する府省庁の方で決定するという運びでございます。

目次の方で、今回時間の制約もありますのでポイントを中心にととなりますけれども、1番の、意義というところと、2、3、4はタスクフォース、国民経済計算体系的整備部会の方で御議論を踏まえた内容、それから5で、今後のスケジュールというところを中心に御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、「はじめに」のところでございます。これまでの経緯は端折らせていただきまして、SUT体系への移行の意義ということでございます。こちらにつきましては、やはりSUT、2030年を見越しての長期計画ということもありますので、統計の利用者、あるいは企業の方に対する御協力をいただく観点でも、意義を整理することは重要かと思っております。

3つばかり、囲みのところがございますけれども、まず産業別の付加価値等の直接推計というところなのですが、長々と記載してございますけれども、一言で申し上げますと、IOを経由せずにSUTという形を直接推計するというところでございまして、これによって産業別の付加価値、最後のところに「これにより」とありますけれども、産業別の付加価値がよりの確に推計できる。SUTはそもそも産業別の付加価値を把握するという多分、究極的な目標かと思っておりますので、そこを書かせていただいております。

それから、2番目が、実測データを重視する産業連関表の推計というところでございます。こちらにつきましては、国際基準対応というところもありまして、国際的には基礎統計からの実測に即したのは、よりSUT経由の方が実測に即しているだろうとなっております。

ります。実測データ重視というのは、もう一つ今回のテーマだろうと思っております。

それから、最後に今、生産物分類のお話もさせていただきましたが、それも引くくめた基礎統計と生産物分類、分類の整備ということでございます。これによって、例示的に恐縮なのですが、例えば製造業と情報サービス業みたいに副業的なところでより親和性の高い活動というのは、これまでよりもクリアに分かってくるだろうということを期待しております。供給表というところに結びついてくるのかなど。これがまず、間接的な意義ではありますけれども、書かせていただきました。

1枚おめくりいただきまして、基本的な考え方でございます。これも一言だけ申し上げますと、SNAとの国際基準ですね、そこの準拠というところのアップ、整合性確保というところ、あるいは基準年、中間SUT、シームレスという話がありますけれども、そういったところが、より整合性確保ができるだろうということが考え方で書かせていただきました。

それでは、2番目の推計方法の方針でございますけれども、これもワンフレーズ的で恐縮なのですが、2020年表と25年表、長期の計画なので2回に分けて段階を踏んでおります。2020年表のところに関しましては、特にサービス分野の統計整備が不可欠ということもありますので、まずはサービス分野からSUTを使ったIO、あるいは年次推計の推計ということを考えております。2020年表はそれを書かせていただいております。特に2ポツ目にありますけれども、サービス業に関する投入調査も大きく見直していこうという言葉を書かせていただいております。それから、2025年表はサービス業以外のところも引くくめた全分野で見直しをやっていきたいと思いますということを書かせていただきました。

それでは、5ページ目の方をお願いいたします。部門の考え方です。実は基本計画の中でも、ここが一番大きな課題とされておりました。具体的には、(2)の「部門について」というところなのですが、現状の産業連関表は、500掛ける400という非常に詳細な部門でございまして、それが果たしてきちんと調査で信頼が確保できた形だとれるのかという話がございました。そこに関して基本計画では、考え方を整理して必要な部門、あるいは統合できる部門というのを特定していこうということがうたわれております。という観点で、部門については、まず私どもの方で作業部門と公表部門という2つの考え方を考えております。

公表部門に関しましては、調査と紐づきがよりはっきりしている部門、作業は推計で、調査ではとれない部分というのも実際ありますし、後ほど触れますけれども、産業連関表は細かいデータも求められているところもあります。GDPの推計も同様かと思いますが、そういったところをまず2つの考え方、公表部門、作業部門ということで、SUTという形では、こういう形で整理していきたいと。公表部門は、特に投入調査の限界を踏まえて集約した部門で公表ということを想定しております。

それでは、またおめくりいただきまして、6ページ目の方に移らせていただきます。実際に部門の考え方ということで、部門の運用基準を設けました。SUT、産業と生産物という2種類の区分がありますので、それぞれ作業と公表部門ということで分かれております。まず、産業の公表部門というところがございますが、こちらは生産側GDPの観点で

いうと、付加価値率というところに着目したような考え方を引いてございます。試算もしております、8ページ目の方に付けておりますが、資料は6ページを御覧いただければと思いますが、大体150ぐらいの試算結果が得られています。現行IOは400というところから見ると、150ということでございます。それから、作業部門はSUTの第二水準というところで、こちらは付加価値率よりは、むしろIOも含めて投入係数の安定性、いわゆる中間投入費用項目の違いというところに着目しております、これは現行から試算して250以上という試算が得られております。以上が、産業でございます。

それから、生産物の方なのですが、生産物の公表部門に関しましては、先ほど実測という話、るる申し上げましたが、やはり投入調査の費用項目は非常に細かいものがなかなか難しいという状況がございますので、公表部門に関しましては、実測に即して最後の現行のIO統合大分類に統合するとあります。これは現状で置き替えますと大体40区分ということでございまして、やはり投入調査を実施する上では、これぐらいが精度保証できる限界ではないかと思っております。

7ページ目の方に移らせていただきまして、作業部門の第二水準、生産物の方の第二水準ですが、これは産業の考え方が似ているのですが、産出先とか、あるいは配分、最終消費の行き先とか、そういったものに着目したような区分で、これを試算すると大体450というところが得られております。

最後に、作業部門の第三水準というものなのですが、今のIOとか、あるいは中間年のコモ推計（コモディティ・フロー法）では、国内生産額という形では非常に細かい区分、3,000ぐらいの区分を持ってございまして、それに相当するものでございます。これにつきましては、最後の行に書かせていただきましたが、経済センサス-活動調査とか、そういったものから推計するような部門でございまして、先ほど御説明させていただいた生産物分類のサービス分野というのもしっかり使って、特に配分先という意味では事業者向け、あるいは一般消費者向けというところに着目して、3,000に近い形になってくると思うのですが、そういった分類を設けております。

それから、(3)のところに関しましては、その際のところだけ申し上げます。実は産業連関表との関係に関しましては、ここに記載しているのは作業部門の細かいところで推計はしていこう。ただ、実際公表としてやっていけるのが、信頼性という意味ではかなり粗いところになってくるかもしれませんけれども、そこはしっかり検討していこう。実際問題細かいデータの需要ございますので、どういった出し方が可能かも含めて、供給・使用表とは違う視点があるだろうということで、その際の説を書かせていただきました。

8ページの方に移らせていただきます。統計調査等の関係のところ、少し飛んで恐縮ですが、特に投入調査の見直しの関係が重要かと思っておりますので、そこを触れさせていただきます。

投入調査につきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、まず2020年がサービス分野からということでございますので、サービス分野を推計しているのは、サービス産業・非営利団体等調査という、この「まずは」のところにある調査でございます。2020年はこちらから見直していこう。やはり企業の記入者負担が非常に大きい調査というふう

に御指摘もいただいていますし、我々も認識しておりますので、まず2つばかり調査事項の関係では考えております。

まず、調査項目の関係が少し上にありますけれども、今、アクティビティー単位の費用というところを企業単位の費用に見直していこうというのが1点目。それから2点目が、調査項目のところにありますけれども、回答可能性の高い費用項目に着目して、9ページの方に移らせていただいて、今、経済構造実態調査、まさしく実施を迎えておりますけれども、そういったものプラス主たる生産物の特徴的な原材料、具体的に申し上げますと、例えばレストランを営んでいる企業では、小売等もやっていると思うのですが、例えば食材費という形であれば、レストランしか使っていないだろうと。アクティビティー調査を変える意味もありますので、企業単位全体でも、そこしか使っていないものを3つばかり特定して、とれるものはとっていこう。ただ、圧縮する関係で、ヒアリングということもやっていかなければいけないなということで、これは調査研究を2019年、しっかりやっっていこうと思っています。

調査対象の選定のところに関しましては、タスクフォースで御議論いただいて、ばらつき大きいところをより特定したような選定方法が望ましいということを書かせていただきました。

それでは、9ページ目は以上でございまして、10ページの方に移らせていただければと思います。10ページ目のところ、まとめのところまで飛んで恐縮なのですが、まず今後の主な検討課題に関しましては、タスクフォースでの御議論を踏まえて、適宜整理したものになっております。これは2019年以降、取り組んでいこうと思っています。

今後のスケジュールを少し説明させていただくと、実は2015年表、現状作業中なのですが、実はボトルネックというか、データの主要なところが経済センサスでございまして、経済センサスから産業連関表の公表は今年でございまして、2019年まで大体3年間ぐらいのタイムスパンがありますが、実は2020年表も同様でございまして、これだけの見直しをする関係でいうと、うまく作業を進めていかないと、オーバーしてしまうという趣旨がございまして。そこを問題意識を持ってございまして、円滑に作業を進める観点というところからなのですが、2020年表を作るために幾つかやっていかなきゃいけない話があるだろうということで、例えば経済センサスー活動調査との作業との連携の強化も挙げられます。

次のページの方に移らせていただいて、幾つか項目を挙げておりますけれども、こういったところをしっかりとやっていった上で、特に予算とかそういったものにも絡む話もありますし、準備期間もあるので、特に投入調査に関しましては、企業に御理解いただくためにも、あらかじめスケジュールとか調査の概要というのは明らかにしていく必要があるだろうと考えております。

以上を踏まえたスケジュールが12ページ目の表にございまして、説明は省略させていただきますけれども、アンダーラインの部分が追加となっておりますので、こういったところをしっかりとやっていくことが重要かと思っています。

すみません、雑駁な説明でございましたけれども、以上でございまして。

○西村委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何か御質問等ございますでしょうか。非常に重要な点なのですが、なかなか分かりにくいところなのです。とにかくサービスに関してはこれが初めてですので、非常に重要な点であります。

それでは、具体的なフィードバックは後でいただけるという形にして、取りまとめたいと思います。S U T体系移行については、経済統計のベースを一変させるものであります。したがって、それによって調査も大きな影響を受けます。このため、統計の利用者のみならず調査に協力いただく方に対して、その意義を発信することが重要だと考えています。今回、それをしっかりと記述したことは重要な点と考えています。

また、技術的にもかなり難しい問題であり、長期間にわたるプロジェクトであります。こういった形で方向性、課題やスケジュールをまとめて、次のステップにつなげることが重要な大きな進展だと思っています。

そして、何よりも統計整備に当たり中立性や信頼性の確保が重要です。このような具体的な計画が統計委員会のような場で議論されて、オープンにされるということが、我が国の統計の中での極めて画期的な第一歩だと考えております。

このような前向きな試みに尽力いただいた委員の皆様、また様々な検討をいただいた関係府省には、改めて敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

今後についても、引き続きこれまでと同様にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。特に2020年のS U Tや産業連関表の推計は、サービス部門のS U Tに対する導入など、新しい推計過程が追加されます。したがって、作業負担が大きい上に未知の取組が盛りだくさんとなります。そのため、日程面ではかなり窮屈であります。関係府省におかれましては、しっかりと協力して案件を進めるとともに、スケジュール管理に十分注意をして取り組んでいただければと思います。また、S U Tのタスクフォースにおいて、S U T作成に向けた課題をしっかりと議論するとともに、統計委員会にも進捗状況について前広に報告していただくようお願いしたいと思います。

本日用意いたしました議題は以上です。

次回の統計委員会の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の統計委員会については調整中です。日時、場所につきましては、別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第135回統計委員会を終了します。非常に長い間、どうもありがとうございました。